

「2024年施行の介護保険法改正並びに介護報酬改定に関する
意識調査」

～居宅介護支援事業所調査～

とりまとめ報告書

令和6（2024）年11月

一般財団法人 長寿社会開発センター

はじめに

令和5年度の法改正（全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律）では、要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施が可能になりました。さらに、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部を居宅介護支援事業所等に委託することも可能になりました。

いずれも「居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る」ことを目指し制定されたものです。

昨今、いずれの産業も人材不足が指摘されている中、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業所も人材確保は大きな課題のひとつになっており、令和4年度に当センターが実施しました地域包括支援センター調査においても、「委託先の居宅介護支援事業所を確保することに困難を来している」という結果がみられました。

そこで、現に地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に従事している者が、今般の法改正で施行された前述の2つの事項に関しどのように考えているのか、また、実施状況等を通じて、今回の法改正・報酬改定による影響やその効果をどのように捉えているのかを把握することを目的に調査（Web調査）を行いました。

本調査結果は、

- ・『居宅介護支援事業所に勤務している介護支援専門員の方』
- に対し行った結果ですが、本調査とは別に
- ・『地域包括支援センターに勤務している専門職及びそれに準ずる方』
- を対象に類似の調査も行っています。

詳細は、それぞれの報告書をご覧くださいと思いますが、地域包括支援センター調査、居宅介護支援事業所調査それぞれの結果として、前記2つの法改正を評価する声は低い結果がみられました。また、地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業所の介護支援専門員双方が、互いの業務量・業務負担感を認識している結果もみられました。ただし、居宅介護支援事業所調査においては、回答数が地域包括支援センター調査と比べ、少数であることにご留意いただいた上でお読みください。

令和6（2024）年11月

一般財団法人 長寿社会開発センター

目 次

(1) 調査概要	1
1. 背景と目的	1
2. 実施方法等	1
1) 調査対象	1
2) 調査方法	2
3) 倫理的配慮	2
3. 調査結果（総括）	2
(2) 調査結果	10
1. 居宅介護支援事業所での勤務状況	10
2. 主任介護支援専門員の資格の有無	11
3. 居宅介護支援事業所の法人種別	12
4. 居宅介護支援事業所に勤務している従事者数	13
5. 現在の勤務先での実務経験年数	14
6. 令和6年4月1日以前の介護予防支援業務の受託実績	15
7. 介護予防支援費の単価改定に伴う	
自居宅介護支援事業所での変化	16
8. 「地域包括支援センターの一定の関与」の効果	19
9. Q8で回答した理由	21
10. 「総合相談支援業務の一部委託」改正に伴う、	
自居宅介護支援事業所における受託意向	22
11. 指定介護予防支援の取扱件数1/3改定に対する評価	23
12. 指定介護予防支援の取扱件数1/3改定に伴う	
自居宅介護支援事業所の変化	24
13. Q12で回答した理由	26
14. 「介護予防支援の指定対象の拡大」に対する回答者の評価	28
15. Q14で回答した理由	30
16. 介護予防支援費の単価に対する評価	32
17. 利用者の有益性	
（「介護予防支援の指定対象の拡大」）	33
18. 「総合相談支援業務の一部委託」に対する回答者の評価	34
19. Q18で回答した理由	37
20. 利用者の有益性	
（「総合相談支援業務の一部委託」）	38
21. 今回の法改正や報酬改定を踏まえた、	
今後の介護保険制度に関する意見	39
(3) 調査票	40

(1) 調査概要

1. 背景と目的

令和5年度の法改正（全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律）において、地域包括支援センターの業務の見直しに関する事項が盛り込まれた。

この改正に伴い、要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施が可能になり、さらに、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部を居宅介護支援事業所等に委託することも可能になった。

昨今、いずれの産業も人材不足が指摘されている中、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業所も人材確保は大きな課題のひとつになっている。

求められる役割が増大する中、令和3年度における地域包括支援センターの従事者数（包括的支援業務）は25,264人、居宅介護支援事業所の従事者数は116,811人であり微増・微減と大きな変動はみられない。

一方、地域包括支援センターにおける年間の総合相談件数は19,046千件にも上りセンター1ヶ所あたり3,614件（令和3年度）、また、居宅介護支援事業所の年間実受給者数は3790.9千人（令和3年度/年間累計受給者数34129.7千人）、居宅介護支援事業所1事業所あたり年間累計受給者数は890.7人（令和3年度請求事業所数は38,318件/年間累計受給者数34129.7千人）にも上っている。

令和4年度に当センターが実施した地域包括支援センター調査においては、「委託先の居宅介護支援事業所を確保することに困難を来している」という結果がみられた。

今般の法改正は、「居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る」ことを目指し制定された。

こうしたことから、地域包括支援センターに従事する方、居宅介護支援事業所に従事する方が、今回の法改正・報酬改定で施行される前述の2つの事項についてどのように考えているのか、また、実施状況等を通じて、今回の法改正・報酬改定による影響やその効果をどのように捉えているのかを把握することを目的に調査を行った。

2. 実施方法等

1) 調査対象

調査日時点で、以下に該当する方。

- ・ 居宅介護支援事業所に勤務している介護支援専門員の方（常勤、非常勤の別は問わない）。
- ・ 本調査に関し、調査協力者自身の同意が得られる方。
- ・ 回答後の同意の撤回は難しいことにも承諾いただける方。

2) 調査方法

- ・ 当センター主催のセミナー・研修申込者であって、調査協力に同意した介護支援専門員およびその他アンケートに協力いただける介護支援専門員を対象に、Google フォームを使用したWeb調査を実施。調査票の作成、配信、回収は長寿社会開発センターで実施。
- ・ 調査期間は、令和6（2024）年7月11日～7月26日
- ・ 有効回答数236件（回収数237件。内、調査日時点で居宅介護支援事業所に勤務していない者1件）

3) 倫理的配慮

- ・ 本調査は、一般財団法人長寿社会開発センター研究倫理審査委員会の承認を得て実施（承認番号:2024-01）。

3. 調査結果（総括）

○ 実務経験年数と雇用形態

居宅介護支援事業所での実務経験年数は、「5～10年未満」が多く30.1%であった。

また、主任介護支援専門員の資格を有する者は82.2%であった。

勤務状況では、「常勤勤務」が最も多く97.5%を占めていた。[Q1～2, Q5]

表：実務経験年数（Q5）

	N	%
1年未満	9	3.8%
1～3年未満	24	10.2%
3～5年未満	21	8.9%
5～10年未満	<u>71</u>	<u>30.1%</u>
10～15年未満	59	25.0%
15年以上	52	22.0%
合計	236	100.0%

表：主任介護支援専門員の資格の有無（Q2）

	N	%
はい	<u>194</u>	<u>82.2%</u>
いいえ	42	17.8%
合計	236	100.0%

表：勤務状況（Q1）

	N	%
はい（常勤勤務）	<u>231</u>	<u>97.5%</u>
はい（非常勤勤務〔週20時間未満〕）	1	0.4%
はい（非常勤勤務〔週20時間以上〕）	4	1.7%
いいえ	1	0.4%
合計	237	100.0%

○ **法人種別と従事者数**

法人種別は、「営利法人（会社）」（31.4％）が多かった。

また、居宅介護支援事業所に勤務している従事者数（常勤・非常勤の別は問わない）は、「6人以上」（39.0％）が最も多く、次いで「5人」（25.4％）が多かった。

なお、「1人」という事業所も5.1％みられた。〔Q3～4〕

表：法人種別（Q3）

	N	%
地方公共団体	1	0.4%
社会福祉法人（社会福祉協議会）	26	11.0%
社会福祉法人（社会福祉協議会除く）	62	26.3%
医療法人	47	19.9%
社団・財団法人	10	4.2%
協同組合	10	4.2%
営利法人（会社）	<u>74</u>	<u>31.4%</u>
特定非営利活動法人（NPO）	5	2.1%
その他	1	0.4%
合計	236	100.0%

表：従事者数（Q4）

	N	%
1人	12	5.1%
2人	8	3.4%
3人	19	8.1%
4人	45	19.1%
5人	60	25.4%
6人以上	<u>92</u>	<u>39.0%</u>
合計	236	100.0%

○ 法改正による変化（介護予防支援）

介護予防支援業務に関して、令和6年4月1日より前に委託を受けていたことがある居宅介護支援事業所は、83.1%であった。

また、介護予防支援費の単価が上がったことに伴う自事業所での取扱件数の変化に関して、「変わらない」（61.7%）が最も多い回答であったが、「大いに増えると思う」、「多少増えると思う」の回答が31.6%みられた。

更に、指定介護予防支援の利用者数の取扱件数が3分の1に改定されたことを受け、自事業所における指定介護予防支援の利用者数の取扱件数の増減をみたところ、「変わらない」（67.9%）の回答が最も多いが、「大いに増えていくと思う」、「増えていくと思う」の回答が26.6%みられた。

なお、この3分の1改定に関しては「反対」、「断固反対」の回答が73.8%を占めている。[Q6～7, Q11～12]

表：令和6年4月1日以前の地域包括支援センターからの介護予防支援業務の一部受託の有無（Q6）

	N	%
委託を受けていたことがある	196	83.1%
委託を受けたことはない	40	16.9%
合計	236	100.0%

表：介護予防支援費の単価アップに伴う自事業所での取扱件数の変化（Q7）

	N	%
取扱件数が大いに増えると思う	12	6.1%
取扱件数が多少増えると思う	50	25.5%
変わらない	121	61.7%
取扱件数が多少減ると思う	9	4.6%
取扱件数が大いに減ると思う	4	2.0%
合計	196	100.0%

} 31.6%

表：指定介護予防支援の取扱件数3分の1改定に伴う自事業所での変化（Q12）

	N	%
大いに増えていくと思う	5	2.6%
増えていくと思う	47	24.0%
変わらない	133	67.9%
その他	11	5.6%
合計	196	100.0%

表：指定介護予防支援の取扱件数3分の1改定に対する評価（Q11）

	N	%	
大いに賛成	4	1.7%	
まあまあ賛成	58	24.6%	
反対	<u>117</u>	<u>49.6%</u>	} 73.8%
断固反対	57	24.2%	
合計	236	100.0%	

○ 法改正の評価等（介護予防支援）

「介護予防支援の指定対象の拡大」に対する評価では、「どちらともいえない」（45.8%）の回答が最も多いが、「評価（賛同）できない」、「まったく評価（賛同）できない」の回答が42.8%を占めていた。

一方で、本改正の利用者の有益性という観点からは、「大変有益である」、「有益である」の回答は17.8%であった。

また、介護予防支援費の単価設定に関して、「非常に低すぎる」、「低すぎる」の回答が86.9%であった。

「地域包括支援センターに対し介護予防支援の適切・有効な実施のため助言を求めていることができる」とされた改正については、「効果があると思う」の回答が最も多く、53.0%であった。

なお、「大いに効果があると思う」、「効果があると思う」の回答は58.9%にのぼり、否定的な意見（41.1%）を上回っていた。[Q8, 14, Q16~17]

また、カイ2乗検定を行ったところ、現在の勤務先での実務経験年数（Q5）と本改正（地域包括支援センターの一定の関与）の効果（Q8）において、有意差が認められた。（ $p<.05$ ）

表：「介護予防支援の指定対象の拡大」に対する評価（Q14）

	N	%	
大いに評価（賛同）する	5	2.1%	} 11.4%
評価（賛同）する	22	9.3%	
どちらともいえない	<u>108</u>	<u>45.8%</u>	} 42.8%
評価（賛同）できない	58	24.6%	
まったく評価（賛同）できない	43	18.2%	
合計	236	100.0%	

表：利用者にとっての有益性（介護予防支援の指定対象の拡大）（Q17）

	N	%	
大変有益である	6	2.5%	17.8%
有益である	36	15.3%	
どちらともいえない	149	63.1%	
有益ではない（利用者にデメリットが生じる）	29	12.3%	19.1%
まったく有益ではない（利用者へのデメリットが大きい）	16	6.8%	
合計	236	100.0%	

表：居宅介護支援事業所が行う場合の介護予防支援費の単価への評価（Q16）

	N	%	
非常に低すぎる	83	35.2%	86.9%
低すぎる	122	51.7%	
適正な単価である	31	13.1%	
高すぎる	0	0.0%	
とても高すぎる	0	0.0%	
合計	236	100.0%	

表：地域包括支援センターの一定の関与の効果（Q8）

	N	%	
大いに効果があると思う	14	5.9%	58.9%
効果があると思う	125	53.0%	
効果はないと思う	81	34.3%	41.1%
まったく効果はないと思う	16	6.8%	
合計	236	100.0%	

表：クロス集計（Q8「地域包括支援センターの一定の関与の効果」 ×
Q5「実務経験年数」）

	全体	効果がある と思う	効果はない と思う
全体	236 100.0%	139 58.9%	97 41.1%
～5年未満	54 100.0%	25 46.3%	29 53.7%
5年～10年未満	71 100.0%	48 67.6%	23 32.4%
10年～15年未満	59 100.0%	40 67.8%	19 32.2%
15年以上	52 100.0%	26 50.0%	26 50.0%

カイ2乗検定：p<.05

○ 法改正による変化（総合相談支援業務）

総合相談支援業務の一部委託が可能となったことに伴う自事業所の受託意向は、「受ける予定はない」（63.6％）の回答が最も多く、「既に受けている」、「受ける予定がある」の回答は13.2％であった。〔Q10〕

表：自事業所の受託意向（Q10）

	N	%
既に受けている	24	10.2%
受ける予定がある	7	3.0%
検討中	36	15.3%
受ける予定はない	150	63.6%
分からない	19	8.1%
合計	236	100.0%

13.2%

○ 法改正の評価等（総合相談支援業務）

「総合相談支援業務の一部委託」が可能となったことに対する評価では、「どちらともいえない」（57.2％）の回答が最も多いが、「評価（賛同）できない」、「まったく評価（賛同）できない」の回答が35.6％を占めていた。

一方で、本改正の利用者の有益性という観点からは、「大変有益である」、「有益である」の回答は22.1％であった。〔Q18, Q20〕

表：「総合相談支援業務の一部委託」に対する評価（Q18）

	N	%
大いに評価（賛同）する	2	0.8%
評価（賛同）する	15	6.4%
どちらともいえない	<u>135</u>	<u>57.2%</u>
評価（賛同）できない	57	24.2%
まったく評価（賛同）できない	27	11.4%
合計	236	100.0%

35.6%

表：利用者にとっての有益性（総合相談支援業務の一部委託）（Q20）

	N	%
大変有益である	3	1.3%
有益である	49	20.8%
どちらともいえない	<u>141</u>	<u>59.7%</u>
有益ではない（利用者にデメリットが生じる）	28	11.9%
まったく有益ではない（利用者へのデメリットが大きい）	15	6.4%
合計	236	100.0%

22.1%

○ 法改正、報酬改定を踏まえた介護保険制度への意見

自由記述を類型化してみると、「介護保険制度そのものの見直し・改革が必要。制度が複雑化しすぎている」（31.3%）に関する意見が多くみられた。その他「今回の改正は居宅介護支援事業所の業務負担にむすびつくものではない、負担増加」（18.8%）や「介護業界全体の処遇の改善が必要」（10.2%）の意見もみられた。〔Q21〕

表：法改正、報酬改定を踏まえた介護保険制度への意見（Q21）

（※事務局で自由記述を類型化）

	N	%
中途半端な改正、介護保険制度の存続の危機。介護保険制度そのものの見直し・改革が必要。制度が複雑化しすぎている	40	31.3%
今回の改正は居宅介護支援事業所の業務負担軽減にむすびつくものではない、負担増加	24	18.8%
介護業界全体の処遇の改善が必要（地域包括支援センター職員含む）	13	10.2%
人材確保が問題、喫緊の課題	11	8.6%
報酬の低さに問題あり	11	8.6%
介護支援専門員の業務の明確化が必要	7	5.5%
介護支援専門員の更新研修の廃止・見直しが必要	4	3.1%
訪問介護の報酬を上げるべき、事業所閉鎖・撤退に繋がりにかねない	3	2.3%
その他	15	11.7%
合計	128	100.0%

(2) 調査結果

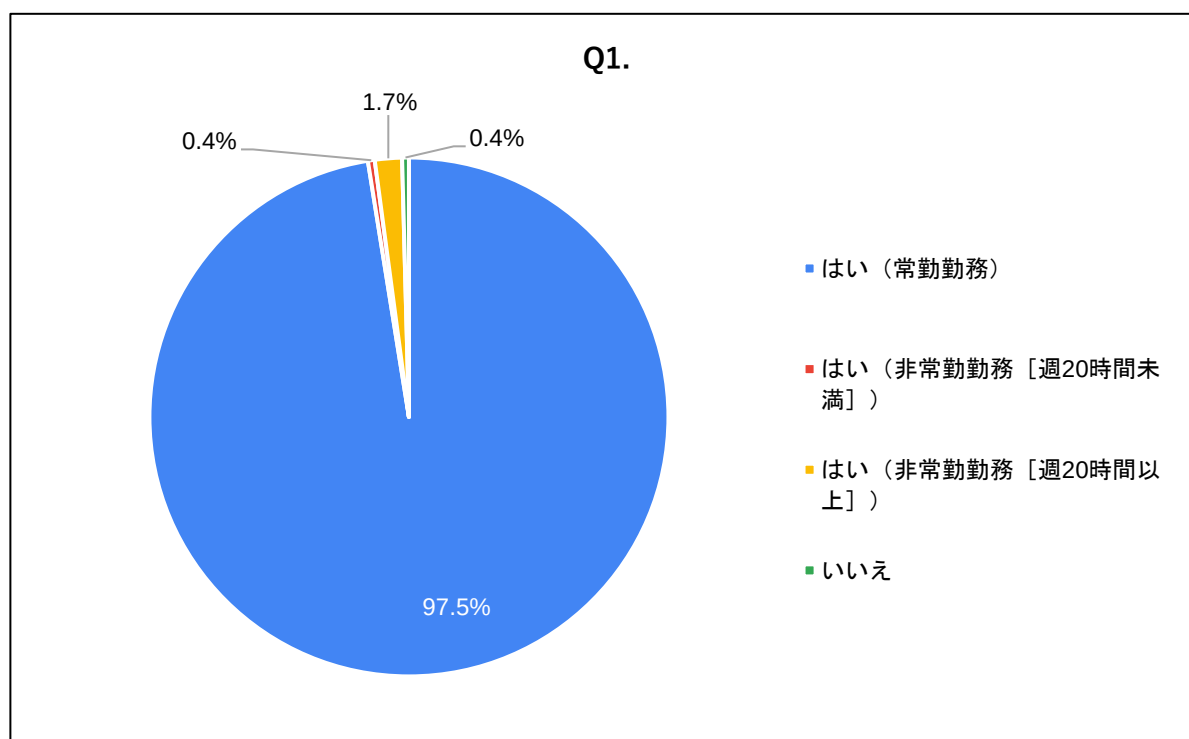
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

Q1.あなたは、現在、居宅介護支援事業所に勤務していますか。 [SA] (N=237)

常勤勤務が最も多く、97.5%であった。

	N	%
はい（常勤勤務）	231	97.5%
はい（非常勤勤務〔週20時間未満〕）	1	0.4%
はい（非常勤勤務〔週20時間以上〕）	4	1.7%
いいえ	1	0.4%※
合計	237	100.0%

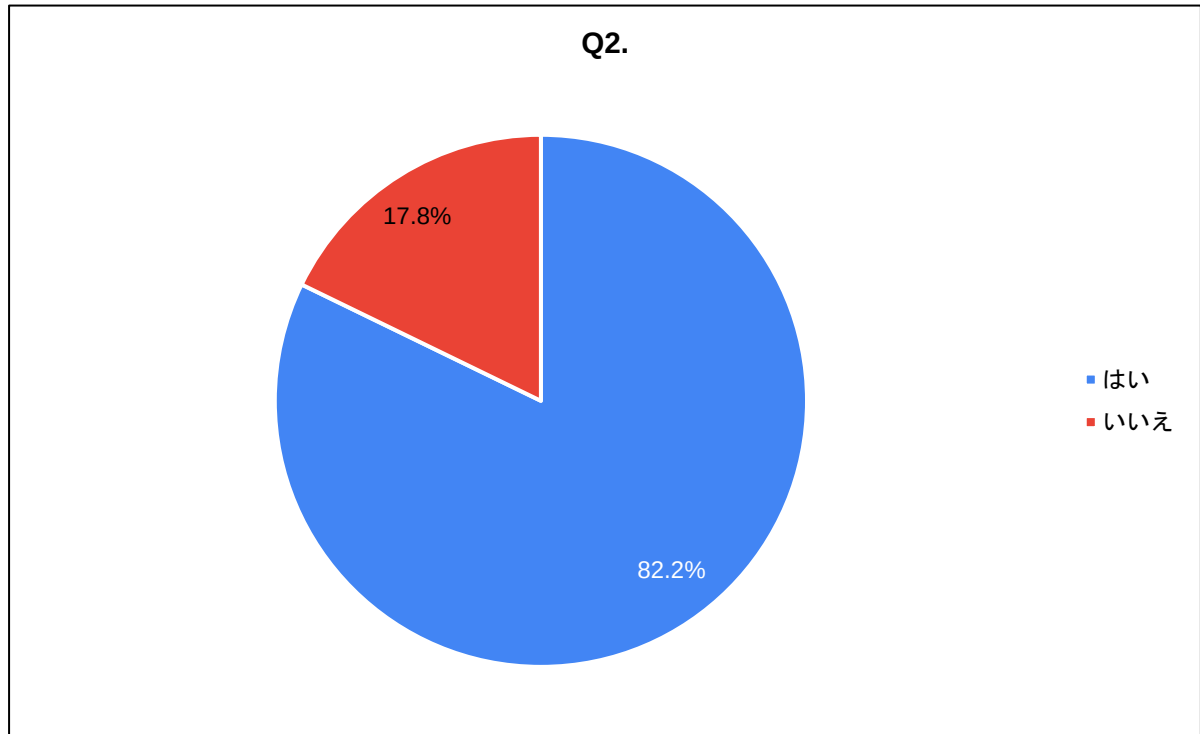
※調査日時点で居宅介護支援事業所に勤務していることが条件のため、以降、集計対象外とする。



Q2.あなたは主任介護支援専門員の資格を有していますか。 [SA] (N=236)

主任介護支援専門員の資格を有する者は、82.2%であった。

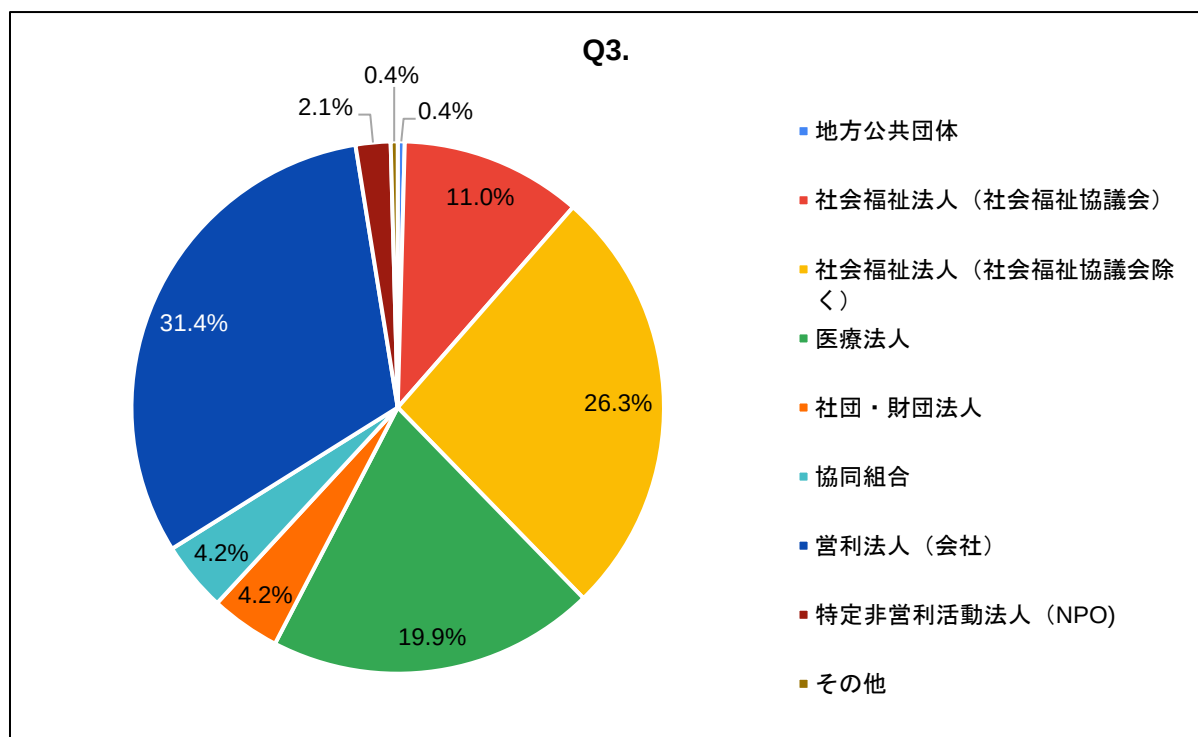
	N	%
はい	194	82.2%
いいえ	42	17.8%
合計	236	100.0%



Q3.現在勤務している居宅介護支援事業所の法人種別をお答えください。〔SA〕（N=236）

「営利法人（会社）」が最も多く、31.4%であった。次いで、「社会福祉法人（社会福祉協議会除く）」（26.3%）が多い。

	N	%
地方公共団体	1	0.4%
社会福祉法人（社会福祉協議会）	26	11.0%
社会福祉法人（社会福祉協議会除く）	62	26.3%
医療法人	47	19.9%
社団・財団法人	10	4.2%
協同組合	10	4.2%
営利法人（会社）	74	31.4%
特定非営利活動法人（NPO）	5	2.1%
その他	1	0.4%
合計	236	100.0%

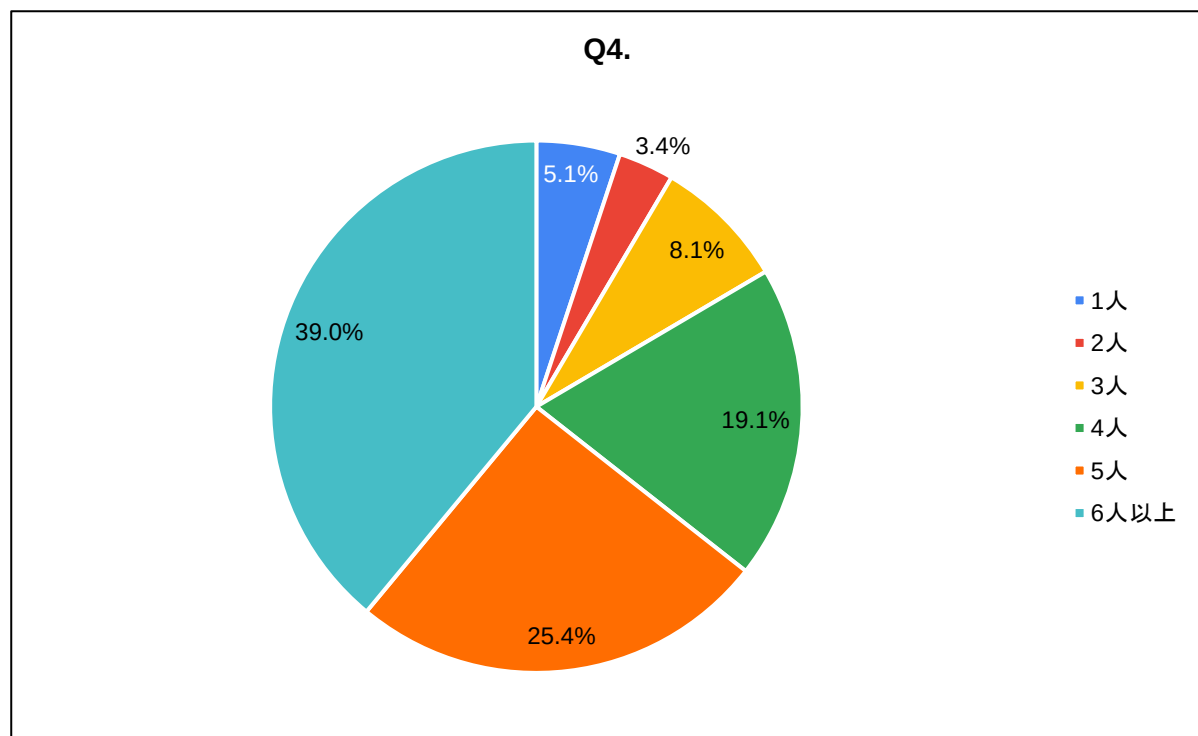


Q4.あなたが現在勤務している 居宅介護支援事業所に勤務している従事者（常勤・非常勤の別は問わない、管理者含む）の数をお答えください。〔SA〕（N=236）

「6人以上」が最も多く、39.0%であった。次いで、「5人」（25.4%）、「4人」（19.1%）であった。

なお、「1人」の回答が5.1%みられた。

	N	%
1人	12	5.1%
2人	8	3.4%
3人	19	8.1%
4人	45	19.1%
5人	60	25.4%
6人以上	92	39.0%
合計	236	100.0%

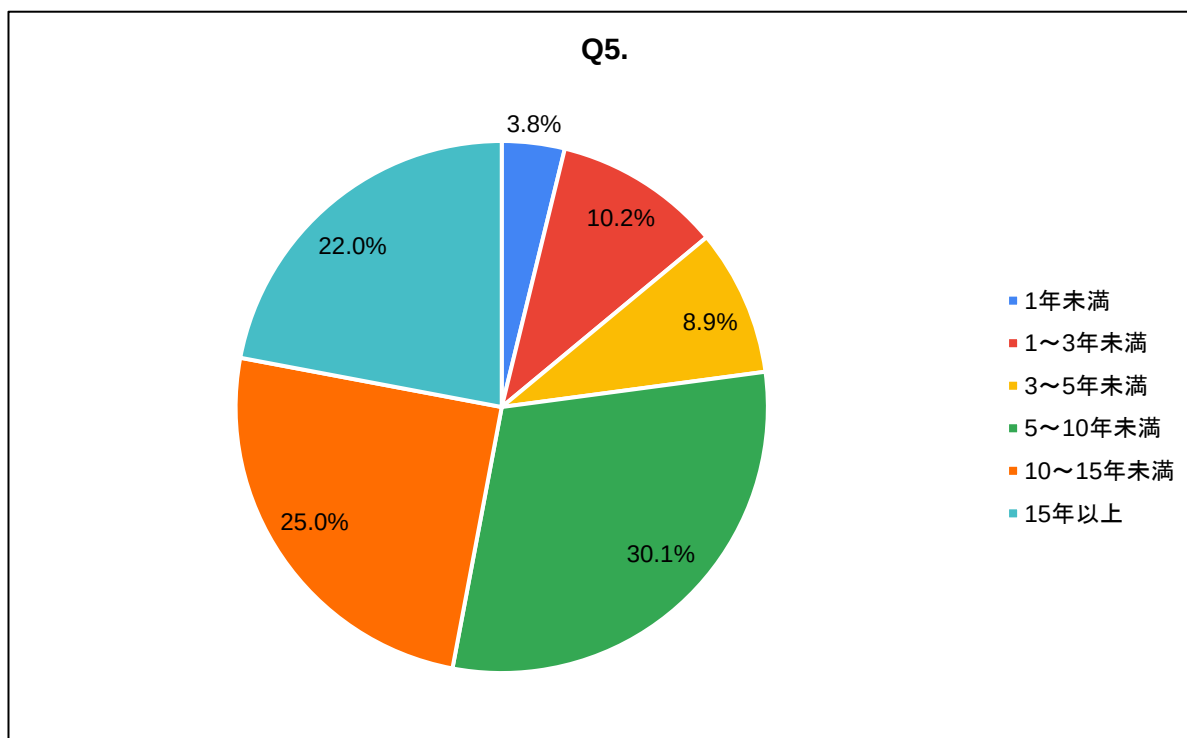


Q5.現在勤務している居宅介護支援事業所での実務経験年数をお答えください。 [SA]
(N=236)

「5～10年未満」が最も多く、30.1%であった。

また、「15年以上」の経験を有する者が22.0%みられた。

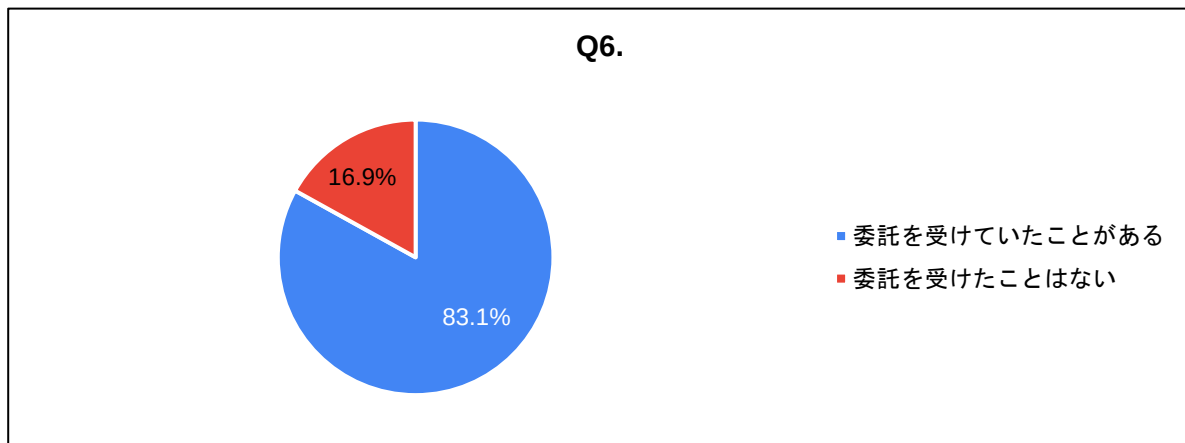
	N	%
1年未満	9	3.8%
1～3年未満	24	10.2%
3～5年未満	21	8.9%
5～10年未満	<u>71</u>	<u>30.1%</u>
10～15年未満	59	25.0%
15年以上	52	22.0%
合計	236	100.0%



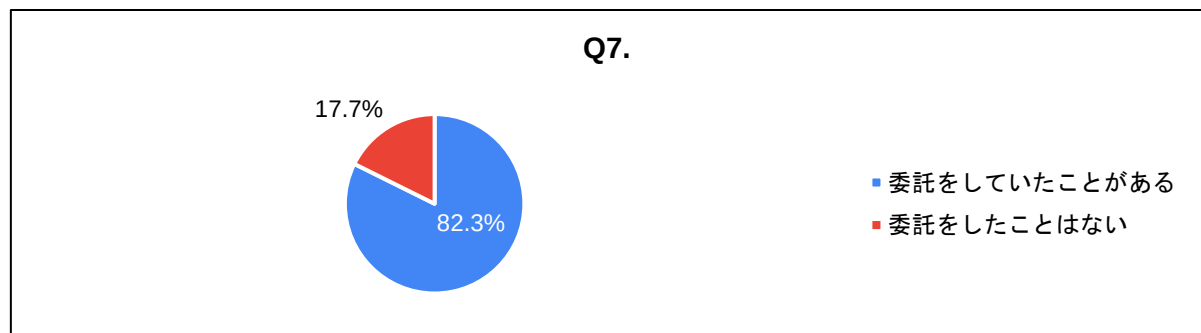
Q6.現在勤務している居宅介護支援事業所では、令和6年4月1日より前に地域包括支援センターから介護予防支援業務の一部委託を受けていたことがありますか。〔SA〕（N=236）

「委託を受けていたことがある」の回答が、83.1%であった。

	N	%
委託を受けていたことがある	196	83.1%
委託を受けたことはない	40	16.9%
合計	236	100.0%



■参考：地域包括支援センター調査（Q7：「介護予防支援業務の一部委託をしていたことがあるか」）



Q7.令和6年度の介護報酬改定で、介護予防支援の指定対象が拡大されました。居宅介護支援事業所で行う場合、472単位が介護予防支援費として算定されることになりました。

本改定によりあなたが勤務している居宅介護支援事業所では、担当件数が増えると思いますか。 [SA] (N=196)

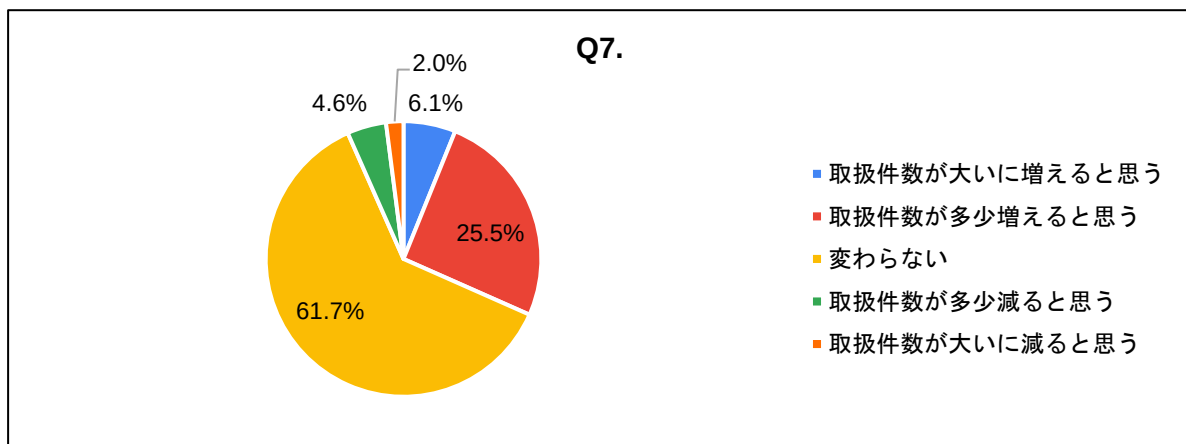
※Q6の「委託を受けていたことがある」の回答 (N=196) について集計を行った。

「変わらない」の回答がもっとも多く、約6割を占めている。

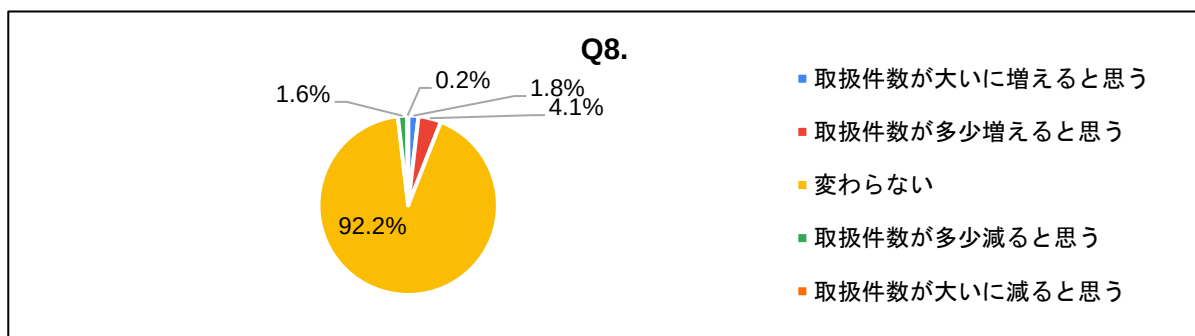
なお、「大いに増えると思う」「多少増えると思う」の回答の計で約3割 (31.6%) を占めている。

	N	%
取扱件数が大いに増えると思う	12	6.1%
取扱件数が多少増えると思う	50	25.5%
変わらない	121	61.7%
取扱件数が多少減ると思う	9	4.6%
取扱件数が大いに減ると思う	4	2.0%
合計	196	100.0%

31.6%



■参考：地域包括支援センター調査 (Q8：「貴地域包括支援センターでの担当件数の変化」)



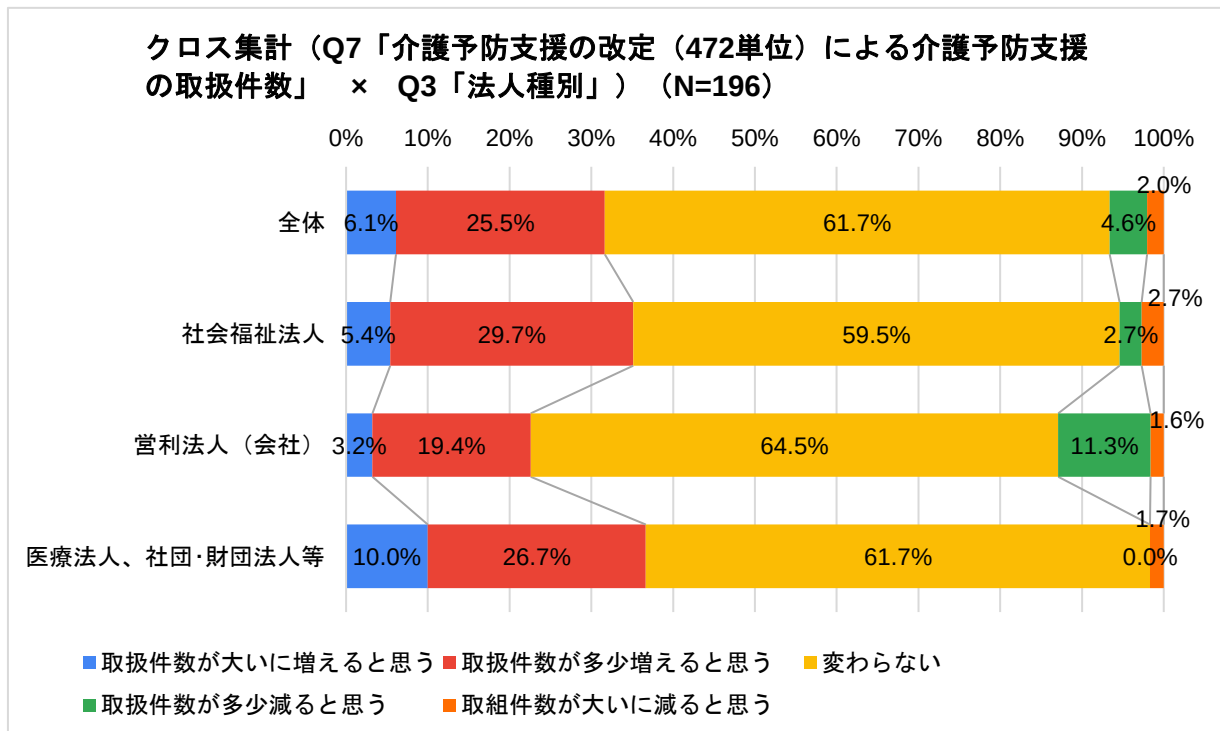
クロス集計（Q7「介護予防支援の改定（472単位）による介護予防支援の取扱件数」 × Q3「法人種別」）（N=196）

※Q6の「委託を受けていたことがある」の回答（N=196）についてクロス集計を行った。

法人種別ごとに、「介護予防支援業務の取扱件数」の変化をみると、「営利法人（会社）」では、「多少減ると思う」、「大いに減ると思う」の計が12.9%であり、他の種別に比べその割合が高い。

	全体	取扱件数 が大いに 増えると思 う	取扱件数 が多少増 えると思 う	変わらな い	取扱件数 が多少減 ると思 う	取組件数 が大いに 減ると思 う
全体	196	12	50	121	9	4
	100.0%	6.1%	25.5%	61.7%	4.6%	2.0%
社会福祉法人	74	4	22	44	2	2
	100.0%	5.4%	29.7%	59.5%	2.7%	2.7%
営利法人（会社）	62	2	12	40	7	1
	100.0%	3.2%	19.4%	64.5%	11.3%	1.6%
医療法人、社団・財団法人等	60	6	16	37	0	1
	100.0%	10.0%	26.7%	61.7%	0.0%	1.7%

カイ2乗検定：p>.05



クロス集計（Q7「介護予防支援の改定（472単位）による介護予防支援の取扱件数」 × Q4「職員数」）（N=196）

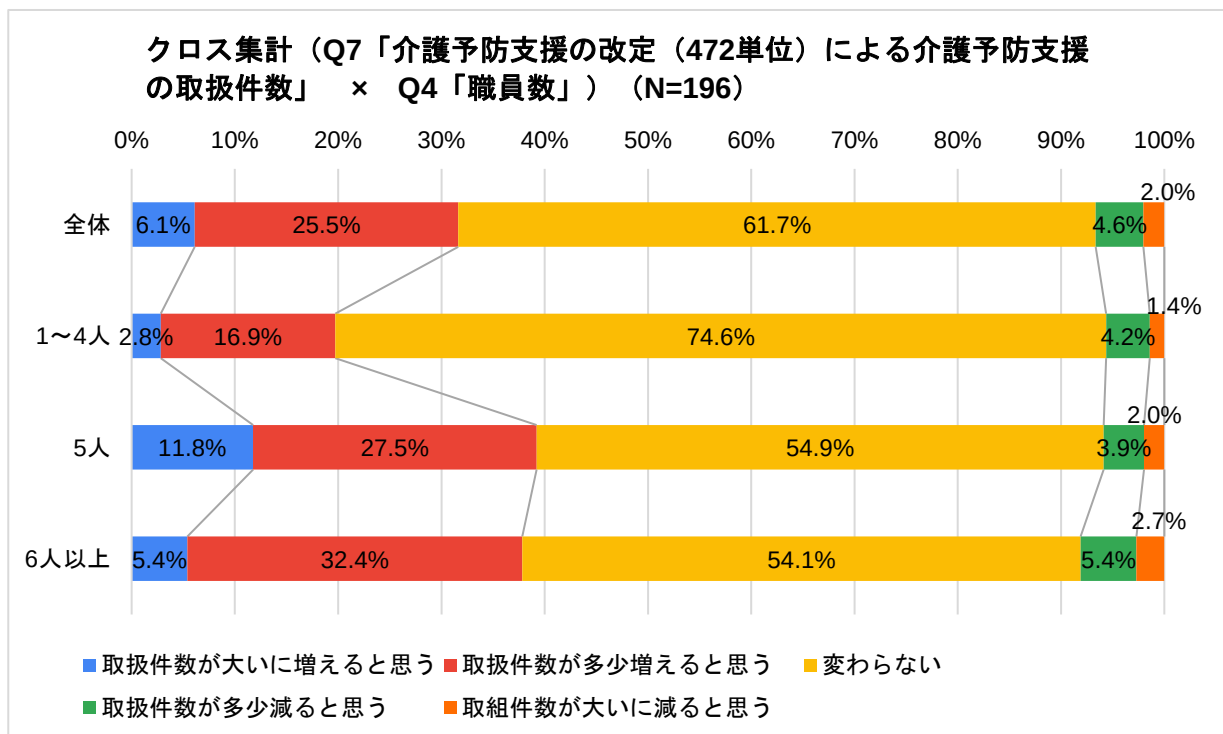
※Q6の「委託を受けていたことがある」の回答（N=196）についてクロス集計を行った。

職員数別に、「介護予防支援業務の取扱件数」の変化をみると、いずれの職員数群において「変わらない」が半数以上を占めるが、「6人以上」では、「多少増えると思う」が約3割を占めている。

また、「5人」では、「大いに増えると思う」が11.8%を占めており、他の職員数群に比べ、その割合が高い。

	全体	取扱件数 が大いに 増えると思 う	取扱件数 が多少増 えると思 う	変わらな い	取扱件数 が多少減 ると思 う	取組件数 が大いに 減ると思 う
全体	196	12	50	121	9	4
	100.0%	6.1%	25.5%	61.7%	4.6%	2.0%
1～4人	71	2	12	53	3	1
	100.0%	2.8%	16.9%	74.6%	4.2%	1.4%
5人	51	6	14	28	2	1
	100.0%	11.8%	27.5%	54.9%	3.9%	2.0%
6人以上	74	4	24	40	4	2
	100.0%	5.4%	32.4%	54.1%	5.4%	2.7%

カイ2乗検定：p>.05



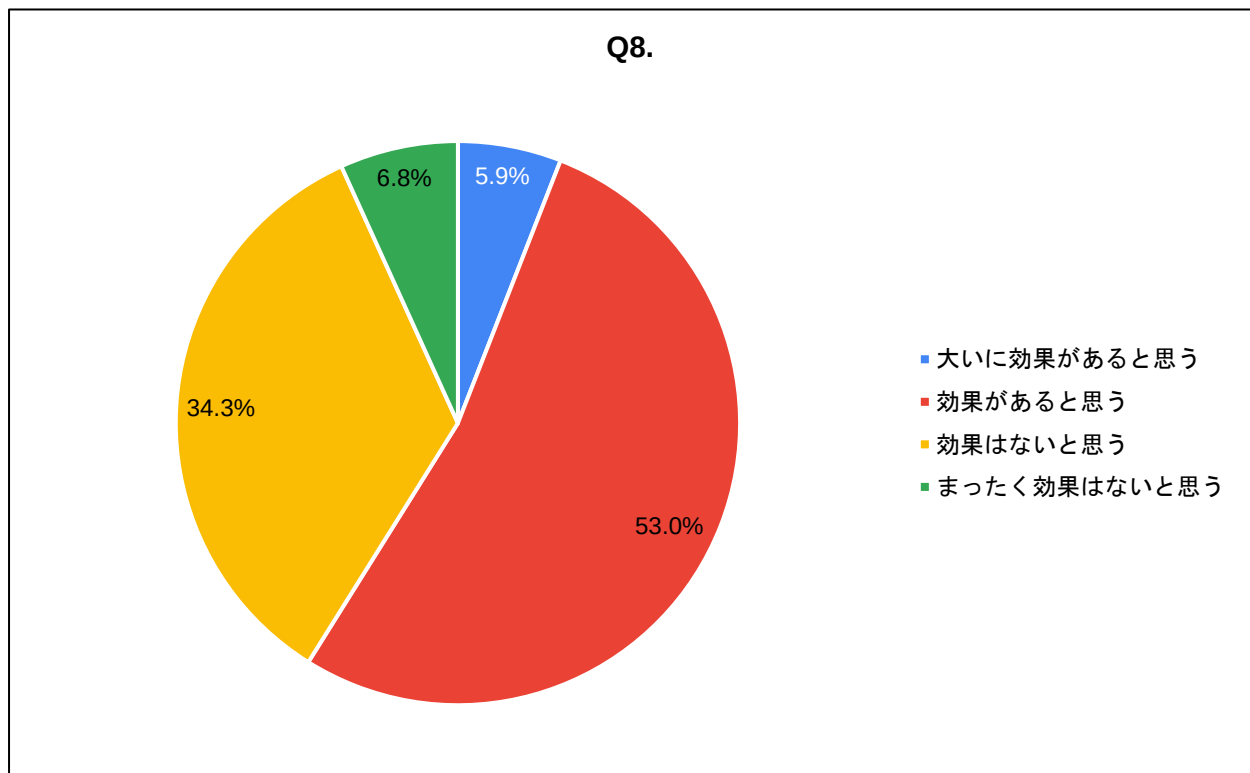
Q8.令和6年4月1日より、指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与として、地域包括支援センターに対し「介護予防支援の適切・有効な実施のため必要があるときは助言を求めることができる」とされました（法第115条の30の2第2項）。

その助言は業務をする上で効果があると思いますか。 [SA] (N=236)

「効果があると思う」の回答が最も多く、53.0%であった。

なお、「大いに効果があると思う」「効果があると思う」の回答の計は58.9%、「効果はないと思う」「まったく効果はないと思う」の回答の計は41.1%であり、効果を認める回答が上回っている。

	N	%	
大いに効果があると思う	14	5.9%	58.9%
効果があると思う	125	53.0%	
効果はないと思う	81	34.3%	41.1%
まったく効果はないと思う	16	6.8%	
合計	236	100.0%	



クロス集計（Q8「地域包括支援センターの一定の関与」 × Q5「現在の勤務先での実務経験年数」）（N=236）

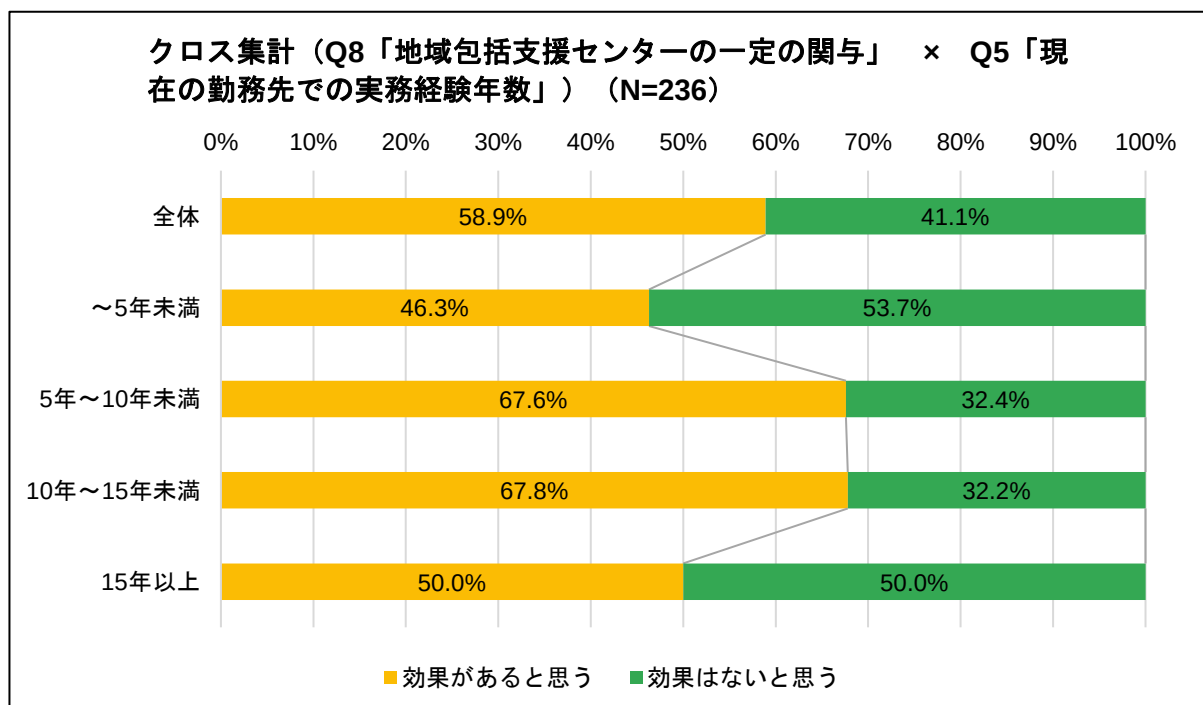
実務経験年数別に、「地域包括支援センターの一定の関与」の効果をみると、「～5年未満」では、「効果があると思う」の回答よりも「効果はないと思う」の回答が上回り53.7%を占めている。

また、「15年以上」では、「効果があると思う」「効果はないと思う」が、それぞれ50.0%であった。

「5年～10年未満」「10年～15年未満」では、「効果があると思う」の回答が「効果はないと思う」の回答を上回り、約7割を占めている（67.6%、67.8%）。

	全体	効果があると思う	効果はないと思う
全体	236 100.0%	139 58.9%	97 41.1%
～5年未満	54 100.0%	25 46.3%	29 53.7%
5年～10年未満	71 100.0%	48 67.6%	23 32.4%
10年～15年未満	59 100.0%	40 67.8%	19 32.2%
15年以上	52 100.0%	26 50.0%	26 50.0%

カイ2乗検定：p<.05



Q9.Q8「指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターによる助言の効果の有無」の回答理由をお答えください。〔FA〕（N=147）

「指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターによる助言の効果の有無」の自由記述（N=147）を、Q8の「効果がある」、「効果はない」の回答別に類型化してみると、「効果がある」と回答した理由として「有用である（他職種への相談・意見が得られる、地域情報の入手が可能等）」が多く61.0%を占めている。

また、「効果はない」と回答した理由としては、「地域包括支援センターとの関係が良好ではない、関係性が構築できていない、職員の力量によるところが大きいため」が多く38.5%を占めている。

Q8「効果がある」	N	%
有用である（他職種への相談・意見が得られる、多職種連携が必要。地域情報の入手が可能。多くのケースを担当している実績、困難事例の相談が可能。）	50	61.0%
これまでも相談・助言を得ている	15	18.3%
居宅介護支援事業所では分からないことや、ノウハウがないため（総合事業等）	9	11.0%
その他	8	9.8%
合計	82	100.0%

Q8「効果はない」	N	%
地域包括支援センターとの関係が良好ではない、関係性が構築できていない、地域包括支援センター職員の力量によるところが大きいため	25	38.5%
今までも、これからも助言を求めることはない	16	24.6%
これまでも相談・助言を得ているため、今までと変わらない	8	12.3%
地域包括支援センターは多忙なため、助言できる程の余力はない	5	7.7%
助言を受けることでかえって大変、負担になる、助言ではなく指摘ばかりする	4	6.2%
その他	7	10.8%
合計	65	100.0%

Q10.令和6年4月1日より、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務の一部を居宅介護支援事業所等に委託することが可能となりました。

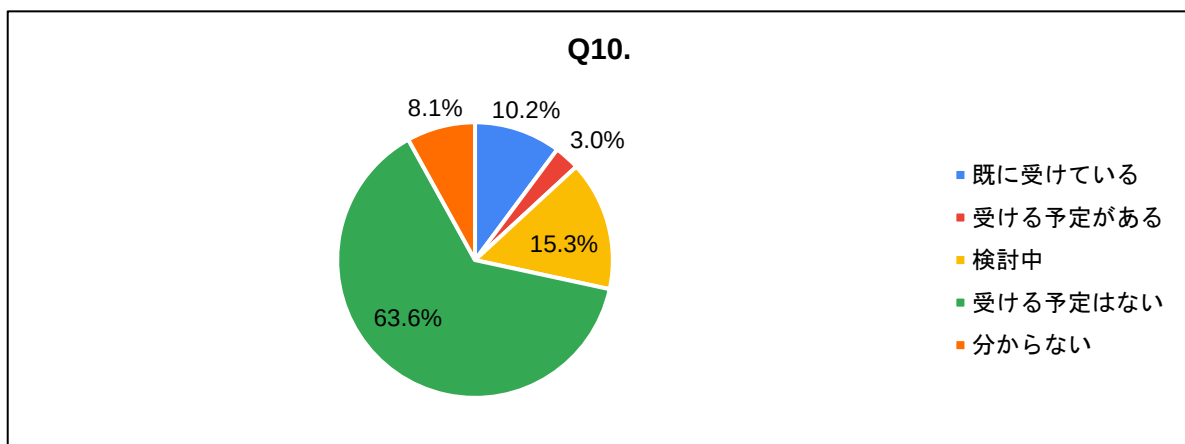
本改正を受け、あなたが勤務している居宅介護支援事業所は、委託を受ける予定はありますか。〔SA〕（N=236）

「受ける予定はない」の回答が最も多く、63.6%であった。

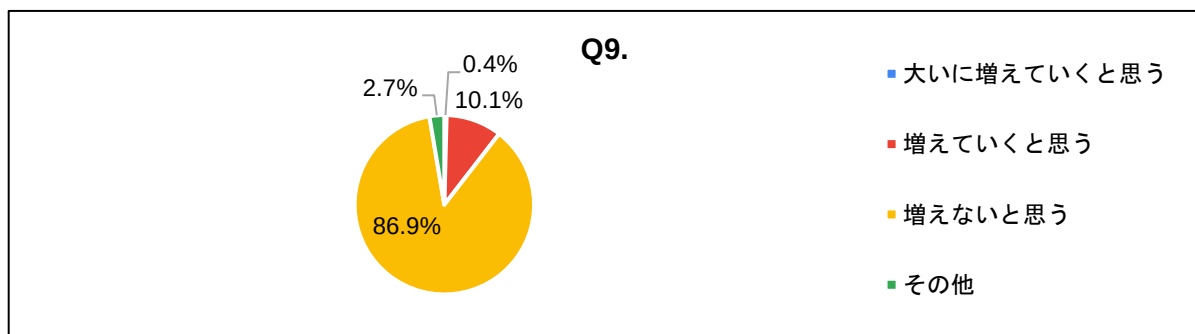
「既に受けている」「受ける予定がある」の回答の計は13.2%であり、全体の1割程度であった。

	N	%
既に受けている	24	10.2%
受ける予定がある	7	3.0%
検討中	36	15.3%
受ける予定はない	150	63.6%
分からない	19	8.1%
合計	236	100.0%

13.2%



■参考：地域包括支援センター調査（Q9：「総合相談支援業務の一部委託を受託する居宅介護支援事業所の傾向（日常生活圏域内）」）



Q11.令和6年4月1日より、居宅介護支援事業所における指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数が、従来の2分の1換算から3分の1換算に改定されました。

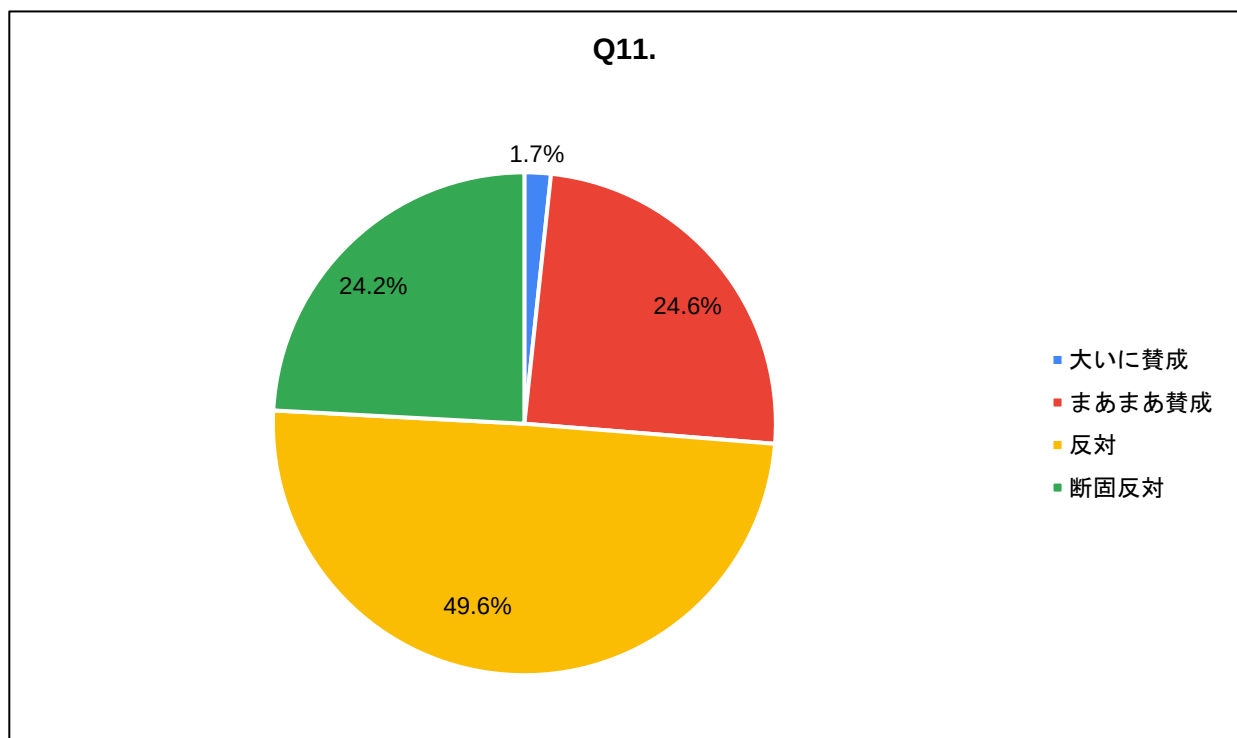
この改定について、あなたはどのように考えますか。 [SA] (N=236)

「反対」の回答が最も多く、約半数の49.6%であった。

また、「反対」「断固反対」の回答の計は73.8%を占めている。

	N	%
大いに賛成	4	1.7%
まあまあ賛成	58	24.6%
反対	<u>117</u>	<u>49.6%</u>
断固反対	57	24.2%
合計	236	100.0%

73.8%



Q12.令和6年4月1日より、居宅介護支援事業所における指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数が3分の1換算に改定されたことを受け、あなたが勤務している居宅介護支援事業所ではどのような変化があると思いますか。〔SA〕（N=196）

※Q6の「委託を受けていたことがある」の回答（N=196）について集計を行った。

「変わらない」の回答が最も多く、67.9%であった。

また、「その他」の記述をみると、『減ると思う』（3件）や『増やしたくない』（2件）という記述が数件みられた。

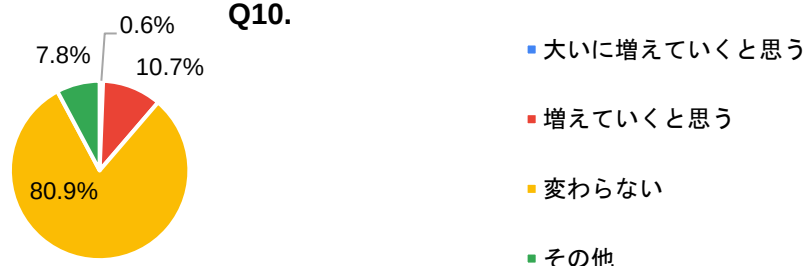
	N	%
大いに増えていくと思う	5	2.6%
増えていくと思う	47	24.0%
変わらない	<u>133</u>	<u>67.9%</u>
その他	11	5.6%
合計	196	100.0%

Q12.



■参考：地域包括支援センター調査（Q10：「指定介護予防支援の取扱件数1/3改定に伴う居宅介護支援事業所の傾向（日常生活圏域内）」）

Q10.



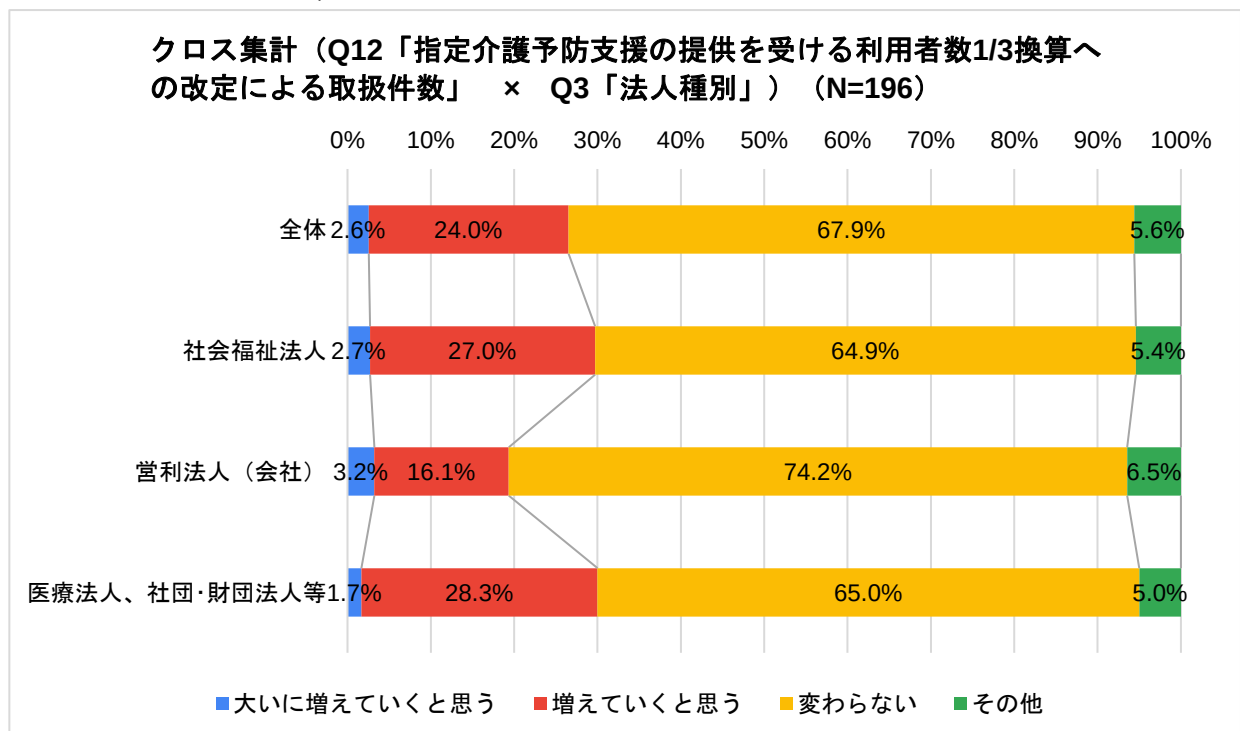
クロス集計（Q12「指定介護予防支援の提供を受ける利用者数3分の1換算への改定による取扱件数」 × Q3「法人種別」）（N=196）

※Q6の「委託を受けていたことがある」の回答（N=196）についてクロス集計を行った。

法人種別ごとに、「指定介護予防支援の提供を受ける利用者数3分の1換算への改定による取扱件数」の変化をみると、いずれの法人種別において「変わらない」が60%以上を占めるが、「社会福祉法人」や「医療法人、社団・財団法人等」では、「増えていくと思う」の回答が約30%近くを占めている。

	全体	大いに増えていくと思う	増えていくと思う	変わらない	その他
全体	196 100.0%	5 2.6%	47 24.0%	133 67.9%	11 5.6%
社会福祉法人	74 100.0%	2 2.7%	20 27.0%	48 64.9%	4 5.4%
営利法人（会社）	62 100.0%	2 3.2%	10 16.1%	46 74.2%	4 6.5%
医療法人、社団・財団法人等	60 100.0%	1 1.7%	17 28.3%	39 65.0%	3 5.0%

カイ2乗検定：p>.05



Q13.Q12「指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数が3分の1換算に改定されたことによる貴居宅介護支援事業所での変化」の回答理由をお答えください。〔FA〕（N=125）

「介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数が、3分の1換算に改定されたことによる勤務先の居宅介護支援事業所での変化」の自由記述（N=125）を、Q12の「増えていくと思う」、「変わらない」の回答別に類型化してみると、「増えていくと思う」と回答した理由として「担当件数枠が増えるため受ける、受けざるを得ないため」が多く44.1%を占めている。次いで、「地域包括支援センターからの紹介件数が増えているため」が20.6%であった。

また、「変わらない」と回答した理由としては、「介護予防は受けない方針のため」が多く33.7%を占めている。次いで「現状維持、変わらない」、「一人で担当できる量・件数に限度があるため」、「経営、法人の方針によるため」がそれぞれ7.2%であった。

Q12「増えていくと思う」	N	%
担当件数枠が増えるため受ける、受けざるを得ないため	15	44.1%
地域包括支援センターからの紹介件数が増えているため	7	20.6%
経営、法人の方針によるため	4	11.8%
他に介護予防支援を受ける居宅介護支援事業所が減少・閉鎖、介護支援専門員不足のため	1	2.9%
従来通り依頼があれば受ける方針のため	1	2.9%
その他	6	17.6%
合計	34	100.0%

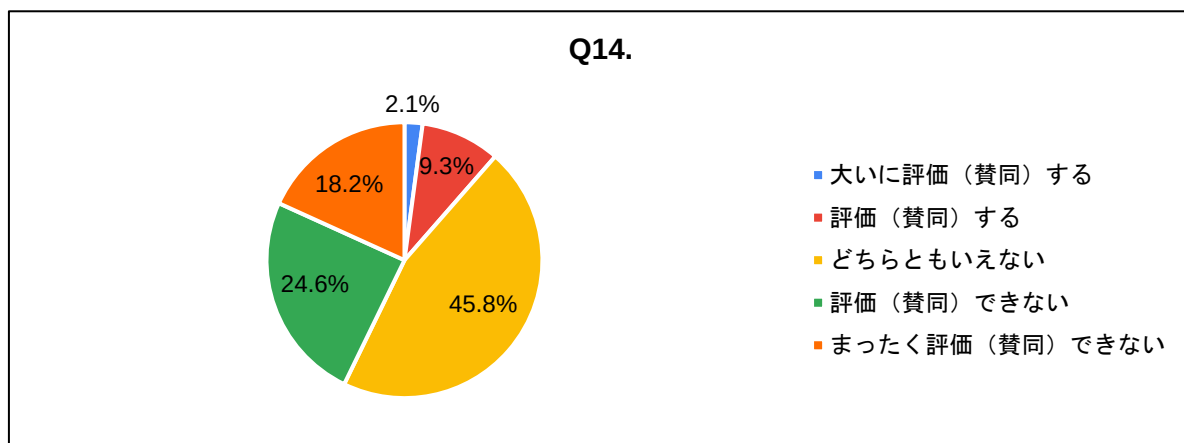
Q12「変わらない」	N	%
介護予防は受けない方針のため（業務量が増える、余力がない、報酬が低い、メリットがない等含む）	28	33.7%
現状維持、変わらない	6	7.2%
一人で担当できる量・件数に限度があるため	6	7.2%
経営、法人の方針によるため	6	7.2%
介護予防支援よりも要介護（介護給付）を優先するため	5	6.0%
職員の負担が増えるため	4	4.8%
従来通り依頼があれば受ける方針のため	3	3.6%
質の担保ができないため	3	3.6%
予防の件数は減らす方針のため	2	2.4%
その他	20	24.1%
合計	83	100.0%

Q14.今回の法改正の『介護予防支援の指定対象の拡大』について、あなた自身はどのように評価しますか。〔SA〕（N=236）

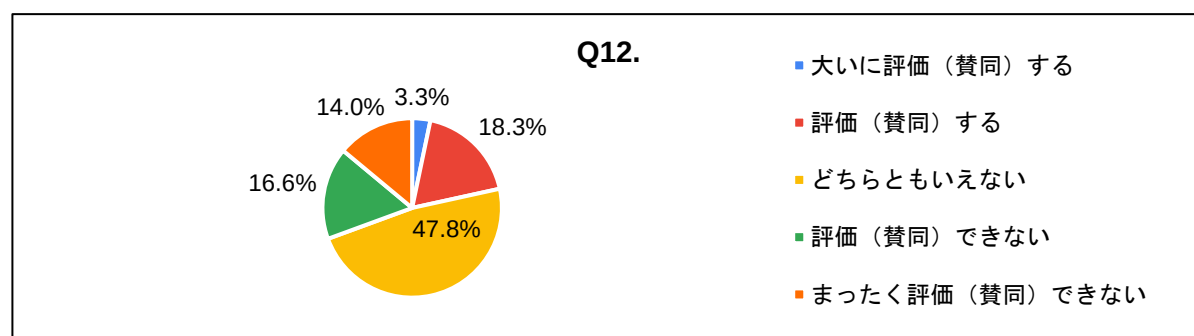
「どちらともいえない」の回答が最も多く、45.8%であった。

なお、「大いに評価（賛同）する」「評価（賛同）する」の回答の計は11.4%、「評価（賛同）できない」「まったく評価（賛同）できない」の回答の計は42.8%であり、約半数近くの者が「評価（賛同）できない」という回答であった。

	N	%	
大いに評価（賛同）する	5	2.1%	11.4%
評価（賛同）する	22	9.3%	
どちらともいえない	108	45.8%	42.8%
評価（賛同）できない	58	24.6%	
まったく評価（賛同）できない	43	18.2%	
合計	236	100.0%	



■参考：地域包括支援センター調査（Q12：「『介護予防支援の指定対象の拡大』に対する回答者の評価」）



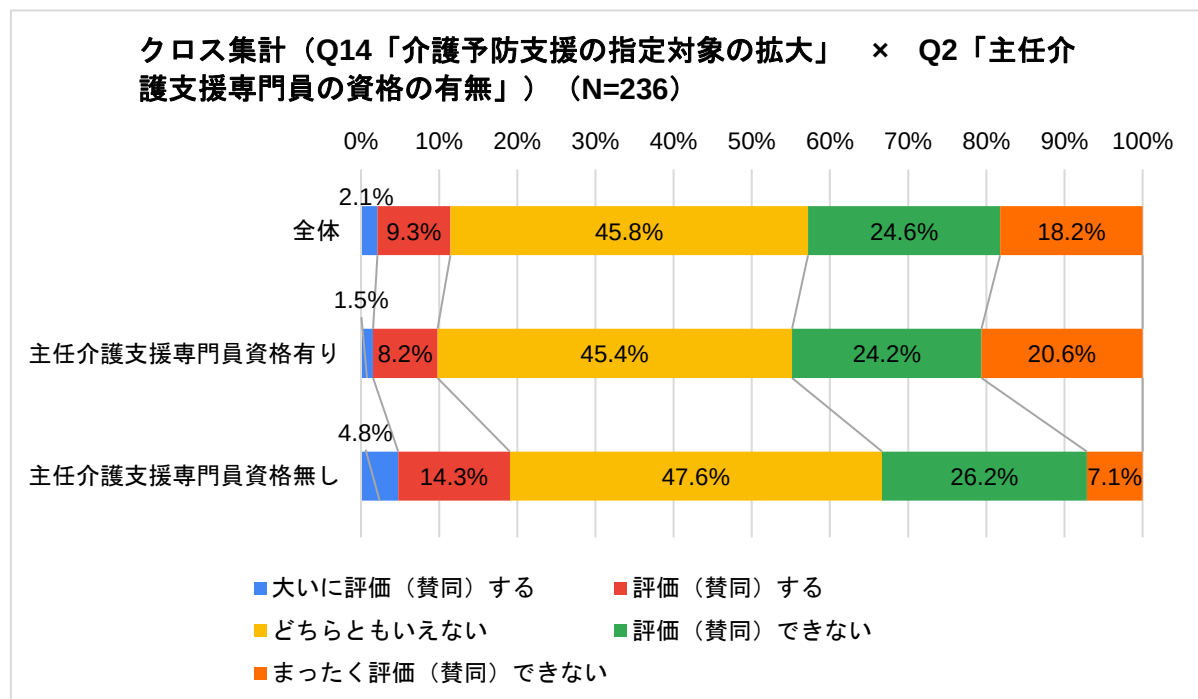
クロス集計（Q14「介護予防支援の指定対象の拡大」 × Q2「主任介護支援専門員の資格の有無」）（N=236）

主任介護支援専門員の資格の有無別に、「介護予防支援の指定対象の拡大」に対する評価をみると、資格の有無にかかわらず約半数が「どちらともいえない」と回答している。

なお、「主任介護支援専門員の資格が有る」方の「まったく評価（賛同）できない」の回答は20.6%を占めており、「資格無し」の方（7.1%）と比べ、その割合が高い。

	全体	大いに評価（賛同）する	評価（賛同）する	どちらともいえない	評価（賛同）できない	まったく評価（賛同）できない
全体	236 100.0%	5 2.1%	22 9.3%	108 45.8%	58 24.6%	43 18.2%
主任介護支援専門員資格有り	194 100.0%	3 1.5%	16 8.2%	88 45.4%	47 24.2%	40 20.6%
主任介護支援専門員資格無し	42 100.0%	2 4.8%	6 14.3%	20 47.6%	11 26.2%	3 7.1%

カイ2乗検定：p>.05



Q15.Q14「介護予防支援の指定対象の拡大に対する評価」の回答理由をお答えください。

[FA] (N=147)

「介護予防支援の指定対象の拡大に対する評価」の自由記述（N=147）を、Q14の「評価（賛同）する」、「評価（賛同）できない」の回答別に類型化してみると、「評価（賛同）する」と回答した理由として「地域包括支援センターにとってメリット（業務負担軽減等）」が多く39.1%を占めている。次いで「居宅介護支援事業所にとってメリットが期待できる（業務負担軽減、煩雑な書類・やりとりの軽減、効率化）」が21.7%であった。

また、「評価（賛同）できない」と回答した理由としては、「居宅介護支援事業所、介護支援専門員の業務負担が増す、業務の手間が軽減する仕組みではない」が多く41.4%を占めている。次いで「受け入れをする居宅介護支援事業所がない、受け入れをするメリット（報酬が低い含む）がない」が25.7%であった。

Q14「評価（賛同）する」	N	%
地域包括支援センターにとってメリットである（業務負担軽減等）	9	39.1%
居宅介護支援事業所にとってメリットが期待できる（業務負担軽減、煩雑な書類・やりとりの軽減、効率化）	5	21.7%
利用者にとってメリットである（居宅が担当することで、（要介護になったときの）担当の変更がない等）	2	8.7%
その他	7	30.4%
合計	23	100.0%

Q14「評価（賛同）できない」	N	%
居宅介護支援事業所、介護支援専門員の業務負担が増す、介護支援専門員の業務の手間が軽減する仕組みではない	29	41.4%
受け入れをする居宅介護支援事業所がない、受け入れをするメリット（報酬が低い含む）がない	18	25.7%
介護予防ケアマネジメント（総合事業）が対象外であるため中途半端、かえって複雑化した。地域包括支援センター業務から介護予防支援業務を外すべき等	8	11.4%
改正による負担が大きすぎる、現場を理解していない等	3	4.3%
書式が異なることが問題。書式の簡素化、統一化がなければ負担だけが増す	3	4.3%
その他	9	12.9%
合計	70	100.0%

Q16.今回の介護報酬改定で指定居宅支援事業所が行う場合の介護予防支援費の単価（単位）が上がりました。

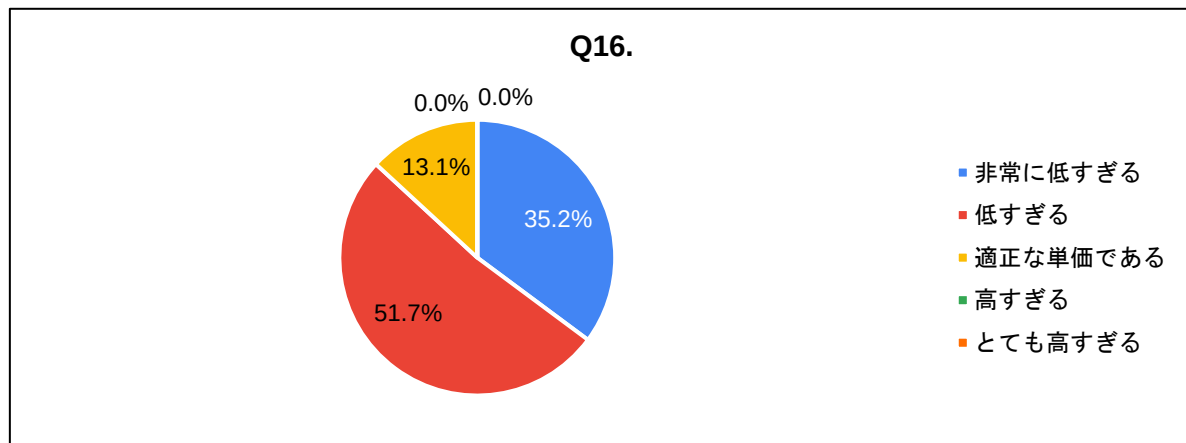
この単価設定（単位数）に関してどう思いますか。〔SA〕（N=236）

「非常に低すぎる」「低すぎる」の回答の計で約9割（86.9％）を占めている。

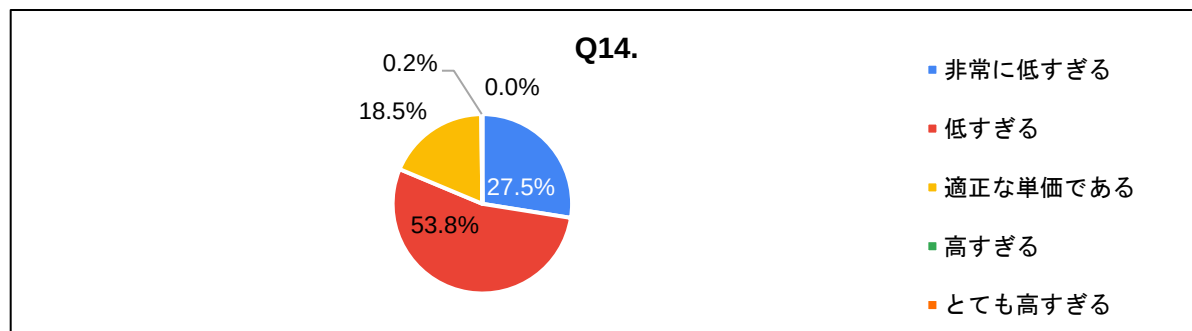
なお、「高い」に類する回答はみられなかった。

	N	%
非常に低すぎる	83	35.2%
低すぎる	122	51.7%
適正な単価である	31	13.1%
高すぎる	0	0.0%
とても高すぎる	0	0.0%
合計	236	100.0%

86.9%



■参考：地域包括支援センター調査（Q14：「地域包括支援センターが行う場合の介護予防支援費の単価への評価」）



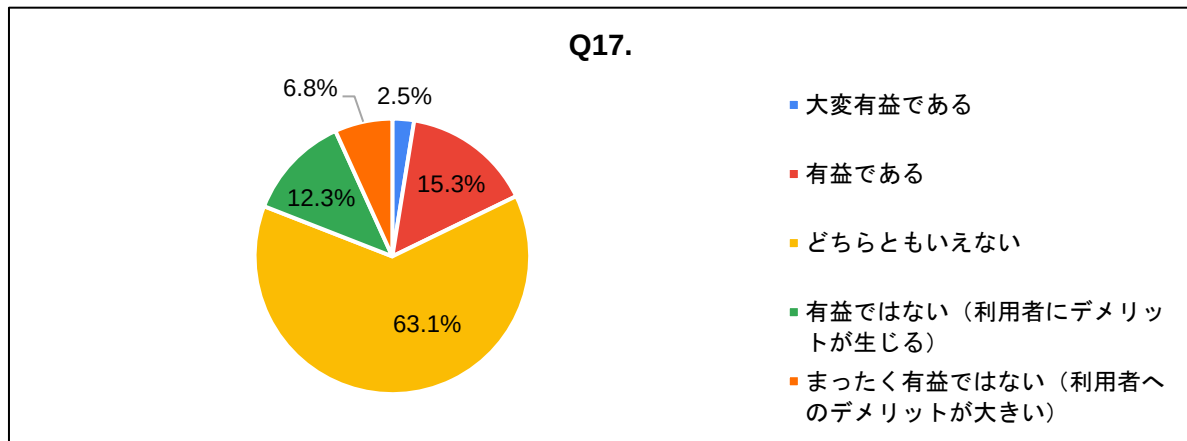
Q17.今回の法改正の『介護予防支援の指定対象の拡大』は、利用者にとって有益な改正だと思いますか。〔SA〕（N=236）

「どちらともいえない」の回答が最も多く、63.1%であった。

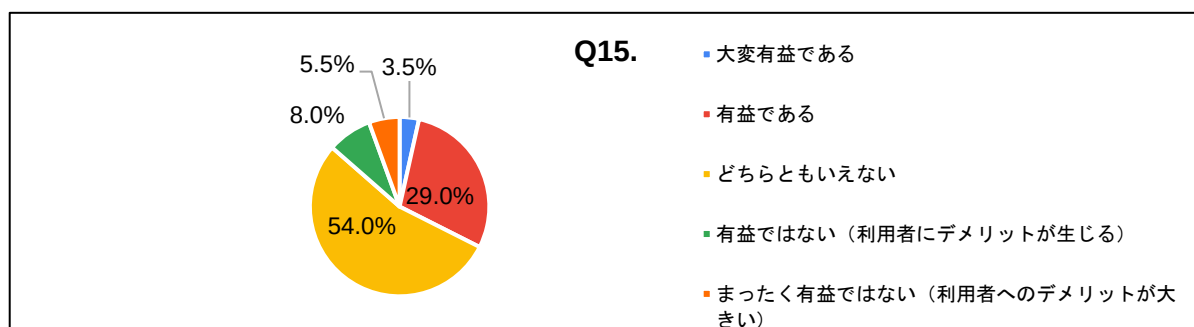
なお、「大変有益である」「有益である」の計は17.8%、「有益ではない」「まったく有益ではない」の計は19.1%であり、有益性の評価に大きな差はみられなかった。

また、Q14では『介護予防支援の指定対象の拡大』について、回答者自身が「評価（賛同）する」の回答の計は11.4%であったが、利用者の有益性の観点からは、「有益である」の回答の計が17.8%を占めており、回答者（従事者）と利用者の違いによって、本改正の評価に違いがみられた。

	N	%	
大変有益である	6	2.5%	17.8%
有益である	36	15.3%	
どちらともいえない	149	63.1%	
有益ではない（利用者にデメリットが生じる）	29	12.3%	19.1%
まったく有益ではない（利用者へのデメリットが大きい）	16	6.8%	
合計	236	100.0%	



■参考：地域包括支援センター調査（Q15：「利用者にとっての有益性（介護予防支援の指定対象の拡大）」）



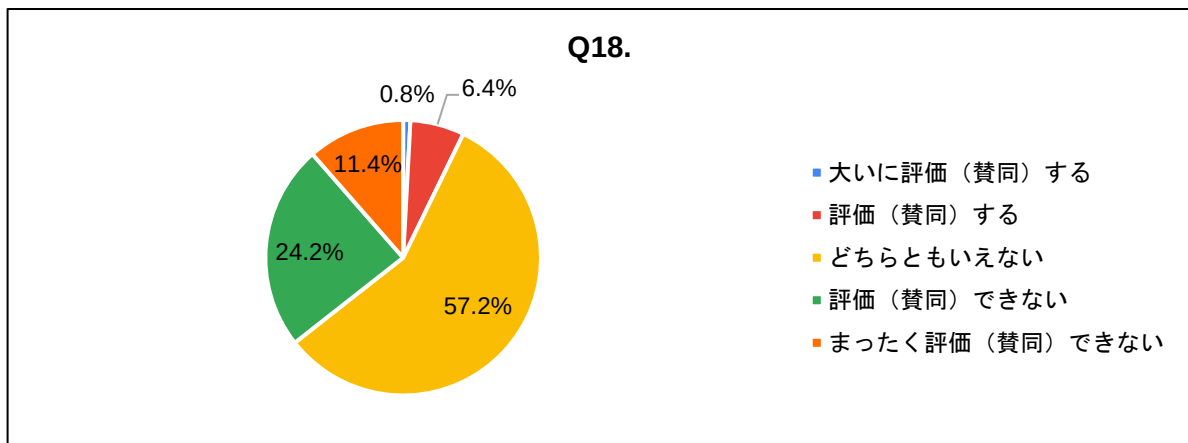
Q18.今回の法改正の『総合相談支援業務の一部委託』について、あなた自身はどのように評価しますか。〔SA〕（N=236）

「どちらともいえない」の回答が最も多く、57.2%であった。

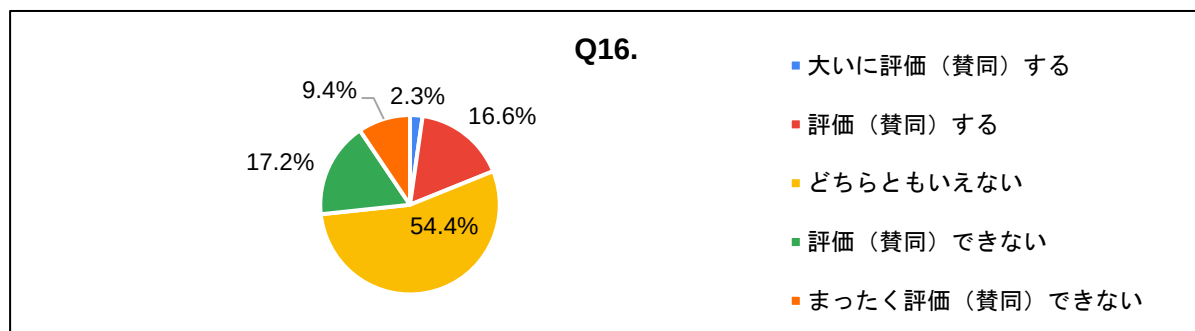
なお、「評価（賛同）できない」「まったく評価（賛同）できない」の回答の計が35.6%を占めている。

	N	%
大いに評価（賛同）する	2	0.8%
評価（賛同）する	15	6.4%
どちらともいえない	<u>135</u>	<u>57.2%</u>
評価（賛同）できない	57	24.2%
まったく評価（賛同）できない	27	11.4%
合計	236	100.0%

35.6%



■参考：地域包括支援センター調査（Q16：「『総合相談支援業務の一部委託』に対する回答者の評価」）



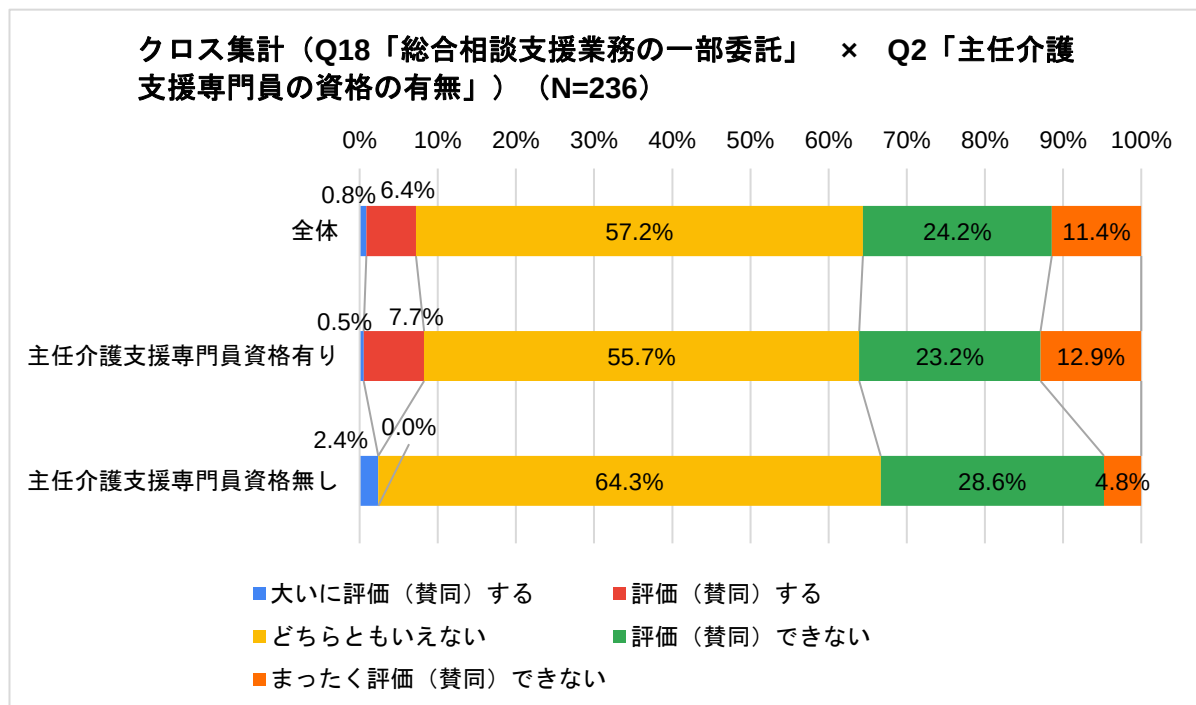
クロス集計（Q18「総合相談支援業務の一部委託」 × Q2「主任介護支援専門員の資格の有無」）（N=236）

主任介護支援専門員の資格の有無別に、「総合相談支援業務の一部委託」に対する評価をみると、資格の有無にかかわらず半数以上が「どちらともいえない」と回答している。

なお、「主任介護支援専門員の資格が有る」方の「まったく評価（賛同）できない」の回答は12.9%を占めており、「資格無し」の方（4.8%）と比べ、その割合が高い。

	全体	大いに評価（賛同）する	評価（賛同）する	どちらともいえない	評価（賛同）できない	まったく評価（賛同）できない
全体	236	2	15	135	57	27
	100.0%	0.8%	6.4%	57.2%	24.2%	11.4%
主任介護支援専門員資格有り	194	1	15	108	45	25
	100.0%	0.5%	7.7%	55.7%	23.2%	12.9%
主任介護支援専門員資格無し	42	1	0	27	12	2
	100.0%	2.4%	0.0%	64.3%	28.6%	4.8%

カイ2乗検定：p>.05



クロス集計（Q18「総合相談支援業務の一部委託」 × Q5「現在の勤務先での実務経験年数」）（N=84）

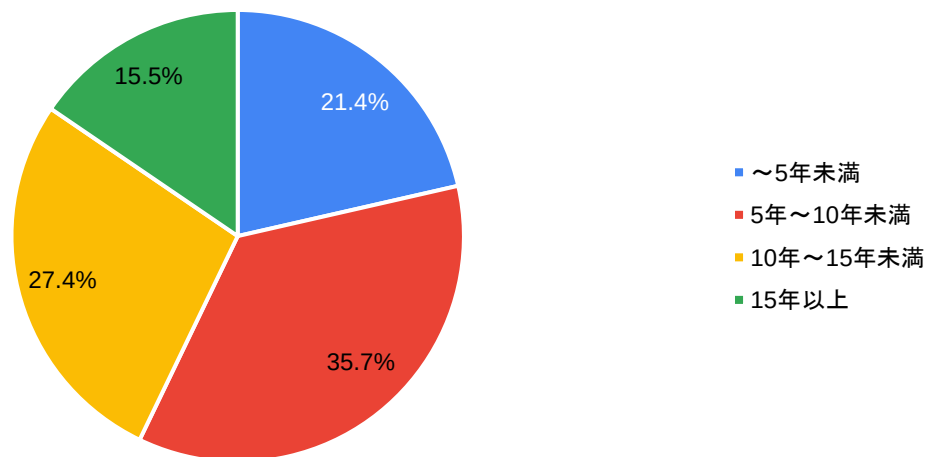
※Q18の「評価（賛同）できない」の回答（N=84）についてクロス集計を行った。

実務経験年数別に、「総合相談支援業務の一部委託」に対し「評価（賛同）できない」の回答をみると、「15年以上」では15.5%を占め、他の実務経験年数と比べ、その割合が低い。

	全体	～5年未満	5年～10年未満	10年～15年未満	15年以上
評価（賛同）できない	84	18	30	23	13
	100.0%	21.4%	35.7%	27.4%	15.5%

クロス集計（Q18「総合相談支援業務の一部委託」 × Q5「現在の勤務先での実務経験年数」）（N=84）

※Q18の「評価（賛同）できない」の回答（N=84）のクロス集計



Q19.Q18「総合相談支援業務の一部委託に対する評価」の回答理由をお答えください。 [FA]
(N=121)

「総合相談支援業務の一部委託に対する評価」の自由記述（N=121）を、Q18の「評価（賛同）する」、「評価（賛同）できない」の回答別に類型化してみると、「評価（賛同）する」と回答した理由として「利用者にとってメリット」、「居宅介護支援事業所にとってメリットが期待できる」が多く、ともに27.3%を占めている。

また、「評価（賛同）できない」と回答した理由としては、「居宅介護支援事業所、介護支援専門員の業務負担が増す、現状の業務で手一杯」が多く41.3%を占めている。次いで「受託する居宅介護支援事業所がない、受け入れをするメリット（報酬面含む）がない」が19.6%であった。

Q18「評価（賛同）する」	N	%
利用者にとってメリットである	3	27.3%
居宅介護支援事業所にとってメリットが期待できる（業務の知識、業務の幅が広がる、専門性が高まる）	3	27.3%
地域包括支援センターにとってメリットである（業務負担軽減等）	2	18.2%
相談機関が増えるのはよい	1	9.1%
その他	2	18.2%
合計	11	100.0%

Q18「評価（賛同）できない」	N	%
居宅介護支援事業所、介護支援専門員の業務負担が増す、現状の業務で手一杯	19	41.3%
受託する居宅介護支援事業所がない、受け入れをするメリット（報酬面含む）がない	9	19.6%
居宅介護支援専門員の知識・能力に疑問、不安。公正中立性の担保、質の担保に不安を感じる	3	6.5%
総合相談は包括業務の根幹、包括が担うべきである	3	6.5%
改正による負担が大きすぎる、現場を理解していない等	2	4.3%
市町村の方針が不透明、市町村次第	2	4.3%
利用者が混乱する	2	4.3%
その他	6	13.0%
合計	46	100.0%

Q20.今回の法改正の『総合相談支援業務の一部委託』は、利用者にとって有益な改正だと思いますか。〔SA〕（N=236）

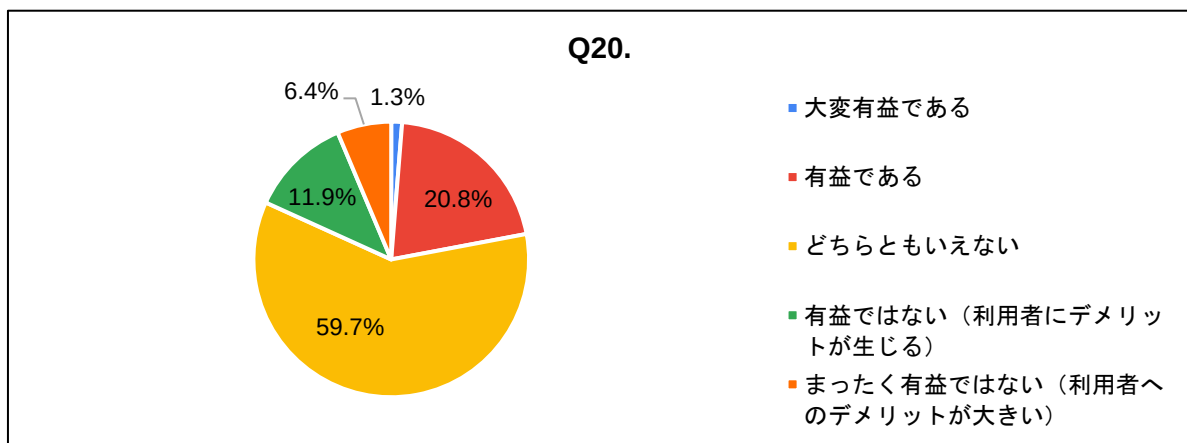
「どちらともいえない」の回答が最も多く、59.7%であった。

「大変有益である」「有益である」の回答の計は22.1%であり、Q17の『介護予防支援の指定対象の拡大』の有益性の回答の計（17.8%）と比べると、『総合相談支援業務の一部委託』の方が有益性の回答がわずかに高い。

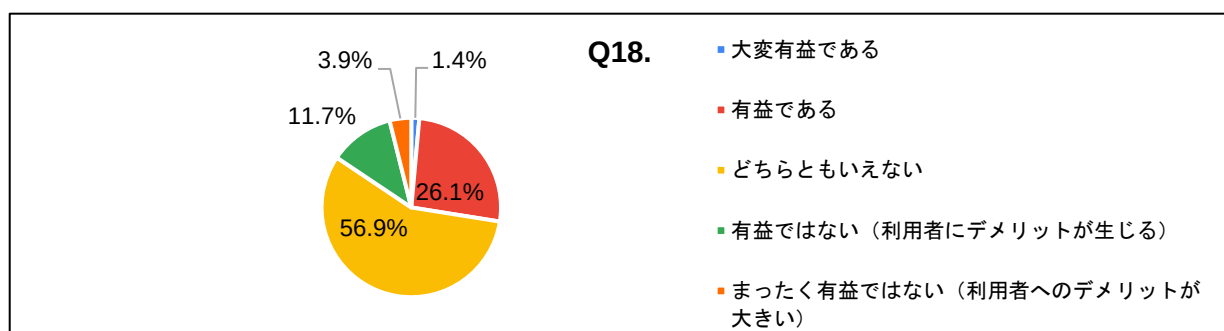
また、Q18では『総合相談支援業務の一部委託』について、回答者自身が「評価（賛同）する」の回答の計は7.2%であったが、利用者の有益性の観点からは、「有益である」の回答の計が22.1%を占めており、回答者（従事者）と利用者の違いによって、本改正の評価に違いがみられた。

	N	%
大変有益である	3	1.3%
有益である	49	20.8%
どちらともいえない	141	59.7%
有益ではない（利用者にデメリットが生じる）	28	11.9%
まったく有益ではない（利用者へのデメリットが大きい）	15	6.4%
合計	236	100.0%

22.1%



■参考：地域包括支援センター調査（Q18：「利用者にとっての有益性（総合相談支援業務の一部委託）」）



Q21.今回の法改正や報酬改定を踏まえ、今後の介護保険制度に関して意見等があればご記入ください。〔FA〕（N=128）

今回の法改正や介護報酬改定を踏まえ、今後の介護保険制度に関する意見（自由記述/N=128）を類型化してみると、「介護保険制度そのものの見直しの必要性、制度の複雑化に関する意見」が多く31.3%を占めている。次いで、「今回の改正は居宅介護支援事業所の業務負担軽減に結びつくものではない、負担増加」（18.8%）、「介護業界全体の処遇の改善が必要」（10.2%）などの意見がみられた。

	N	%
中途半端な改正、介護保険制度の存続の危機。介護保険制度そのものの見直し・改革が必要。制度が複雑化しすぎている	40	31.3%
今回の改正は居宅介護支援事業所の業務負担軽減にむすびつくものではない、負担増加	24	18.8%
介護業界全体の処遇の改善が必要（地域包括支援センター職員含む）	13	10.2%
人材確保が問題、喫緊の課題	11	8.6%
報酬の低さに問題あり	11	8.6%
介護支援専門員の業務の明確化が必要	7	5.5%
介護支援専門員の更新研修の廃止・見直しが必要	4	3.1%
訪問介護の報酬を上げるべき、事業所閉鎖・撤退に繋がりがねない	3	2.3%
その他	15	11.7%
合計	128	100.0%

(3) 調査票

※1 令和6年7月1日時点のあなた自身に関する情報をご回答ください。

Q	設問内容	回答形式	選択肢等
1	あなたは、 <u>現在、居宅介護支援事業所に勤務</u> していますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	はい（常勤勤務） はい（非常勤勤務〔 <u>週20時間未満</u> 〕） はい（非常勤勤務〔 <u>週20時間以上</u> 〕） いいえ
2	あなたは主任介護支援専門員の資格を有していますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	はい いいえ
3	現在勤務している居宅介護支援事業所の法人種別をお答えください。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	地方公共団体 社会福祉法人（社会福祉協議会） 社会福祉法人（社会福祉協議会除く） 医療法人 社団・財団法人 協同組合 営利法人（会社） 特定非営利活動法人（NPO） その他（ ）
4	あなたが現在勤務している <u>居宅介護支援事業所に勤務している従事者（常勤・非常勤の別は問わない、管理者含む）の数</u> をお答えください。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	1人 2人 3人 4人 5人 6人以上
5	<u>現在勤務している居宅介護支援事業所</u> での実務経験年数をお答えください。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	1年未満 1～3年未満 3～5年未満 5～10年未満 10～15年未満 15年以上

※Q6～Q21は、居宅介護支援事業所に関する介護保険法改正並びに介護報酬改定についてお答えください。

Q	設問内容	回答形式	選択肢等
6	現在勤務している居宅介護支援事業所では、令和6年4月1日より前に地域包括支援センターから介護予防支援業務の一部委託を受けていたことがありますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	委託を受けていたことがある 委託を受けたことはない
7	令和6年度の介護報酬改定で、介護予防支援の指定対象が拡大されました。居宅介護支援事業所で行う場合、472単位が介護予防支援費として算定されることになりました。 本改定によりあなたが勤務している居宅介護支援事業所では、担当件数が増えると思いますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	取扱件数が大いに増えると思う 取扱件数が多少増えると思う 変わらない 取扱件数が多少減ると思う 取扱件数が大いに減ると思う
8	令和6年4月1日より、指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与として、地域包括支援センターに対し「介護予防支援の適切・有効な実施のため必要があるときは助言を求めることができる」とされました（法第115条の30の2第2項）。 その助言は業務をする上で効果があると思いますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	大いに効果があると思う 効果があると思う 効果はないと思う まったく効果はないと思う
9	Q8で回答した理由をお答えください。 【任意/直接入力】	F A	

10	令和6年4月1日より、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務の一部を居宅介護支援事業所等に委託することが可能となりました。 <u>本改正を受け、あなたが勤務している居宅介護支援事業所は、委託を受ける予定はありますか。</u> 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	既に受けている 受ける予定がある 検討中 受ける予定はない 分からない
11	令和6年4月1日より、居宅介護支援事業所における指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数が、従来の2分の1換算から3分の1換算に改定されました。 <u>この改定について、あなたはどのように考えますか。</u> 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	大いに賛成 まあまあ賛成 反対 断固反対
12	令和6年4月1日より、居宅介護支援事業所における指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数が3分の1換算に改定されたことを受け、<u>あなたが勤務している居宅介護支援事業所ではどのような変化があると思いますか。</u> 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	大いに増えていくと思う 増えていくと思う 変わらない その他（ ）
13	Q12で回答した理由をお答えください。 【任意/直接入力】	F A	
14	今回の法改正の『介護予防支援の指定対象の拡大』について、あなた自身はどのように評価しますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	大いに評価（賛同）する 評価（賛同）する どちらともいえない 評価（賛同）できない まったく評価（賛同）できない
15	Q14で回答した理由をお答えください。 【任意/直接入力】	F A	

16	今回の介護報酬改定で<u>指定居宅支援事業所が行う場合の介護予防支援費の単価</u>（単位）が上がりました。 この単価設定（単位数）に関してどう思いますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	非常に低すぎる 低すぎる 適正な単価である 高すぎる とても高すぎる
17	今回の法改正の『介護予防支援の指定対象の拡大』は、<u>利用者にとって有益な改正</u>だと思いますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	大変有益である 有益である どちらともいえない 有益ではない（利用者にデメリットが生じる） まったく有益ではない（利用者へのデメリットが大きい）
18	今回の法改正の『総合相談支援業務の一部委託』について、あなた自身はどのように評価しますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	大いに評価（賛同）する 評価（賛同）する どちらともいえない 評価（賛同）できない まったく評価（賛同）できない
19	Q18で回答した理由をお答えください。 【任意/直接入力】	F A	
20	今回の法改正の『総合相談支援業務一部委託』は、<u>利用者にとって有益な改正</u>だと思いますか。 【必須/該当するものをひとつ選択】	S A	大変有益である 有益である どちらともいえない 有益ではない（利用者にデメリットが生じる） まったく有益ではない（利用者へのデメリットが大きい）
21	今回の法改正や報酬改定を踏まえ、今後の介護保険制度に関して意見等があればご記入ください。 【任意/直接入力】	F A	

「2024年施行の介護保険法改正並びに介護報酬改定に関する意識調査」

～居宅介護支援事業所調査～

とりまとめ報告書

令和6（2024）年11月発行

発行 一般財団法人 長寿社会開発センター

〒105-8446 東京都港区西新橋3-3-1 KDX西新橋ビル6階

TEL：03-5470-6751 FAX：03-5470-6762

不許複製